

令和 4 (2022) 年度第 1 回みよし市介護保険運営審議会
地域包括支援センター運営協議会
地域密着型サービス運営審議会 次第

日時：令和 4 (2022) 年 8 月 3 0 日 (火)

午前 1 0 時 3 0 分から正午

場所：みよし市役所 3 階 研修室 4 ・ 5

1 あいさつ

2 みよし市介護保険運営審議会

報告事項

令和 3 (2021) 年度介護保険事業実績の報告・・・【資料 1】

3 みよし市地域包括支援センター運営協議会

報告事項

ア 地域包括支援センター事業報告 (R 元～R3 実績) について……………【資料 2 - 1】

イ 令和 3 (2021) 年度地域包括支援センター事業評価報告について…【資料 2 - 2】

ウ 令和 4 (2022) 年度地域包括支援センター事業計画について……………【資料 2 - 3】

4 みよし市地域密着型サービス運営審議会

報告事項

地域密着型サービス事業の実施状況について…【資料 3】

5 その他

令和3(2021)年度介護保険事業実績の報告

資料 1

1 人口、被保険者数、認定者数の推移

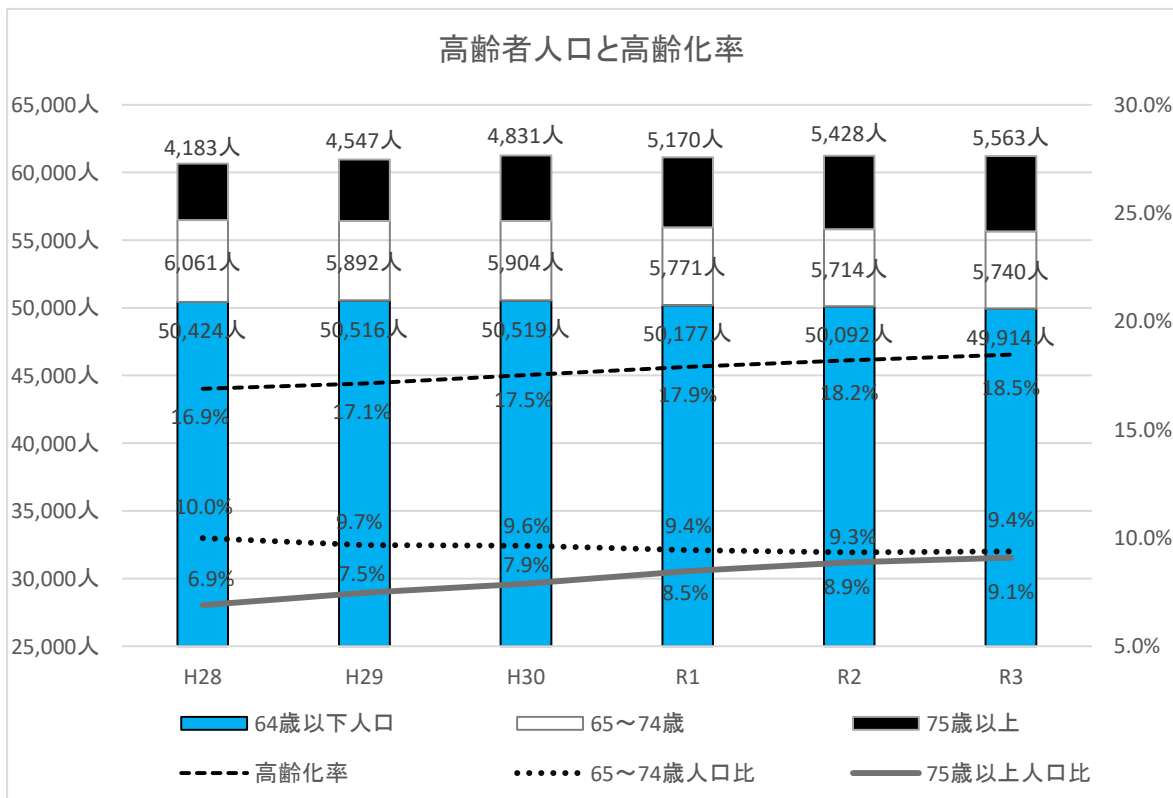
(1) 人口及び被保険者数の推移

ア 高齢者人口と高齢化率(各年度10月1日現在)

		H28	H29	H30	R1	R2	R3
全人口	計画値	60,918人	61,485人	61,302人	61,597人	61,890人	61,344人
	実績値	60,668人	60,955人	61,254人	61,118人	61,234人	61,217人
	計画比	99.6%	99.1%	99.9%	99.2%	98.9%	99.8%
64歳以下人口	計画値	50,610人	50,959人	50,635人	50,718人	50,805人	50,026人
	実績値	50,424人	50,516人	50,519人	50,177人	50,092人	49,914人
	計画比	99.6%	99.1%	99.8%	98.9%	98.6%	99.8%
65歳以上人口①	計画値	10,308人	10,526人	10,667人	10,879人	11,085人	11,318人
	実績値	10,244人	10,439人	10,735人	10,941人	11,142人	11,303人
	計画比	99.4%	99.2%	100.6%	100.6%	100.5%	99.9%
〔65～74歳〕	計画値	6,069人	5,910人	5,861人	5,739人	5,710人	5,765人
	実績値	6,061人	5,892人	5,904人	5,771人	5,714人	5,740人
	計画比	99.9%	99.7%	100.7%	100.6%	100.1%	99.6%
〔75歳以上〕	計画値	4,239人	4,616人	4,806人	5,140人	5,375人	5,553人
	実績値	4,183人	4,547人	4,831人	5,170人	5,428人	5,563人
	計画比	98.7%	98.5%	100.5%	100.6%	101.0%	100.2%
高齢化率		16.9%	17.1%	17.5%	17.9%	18.2%	18.5%
65～74歳人口比		10.0%	9.7%	9.6%	9.4%	9.3%	9.4%
75歳以上人口比		6.9%	7.5%	7.9%	8.5%	8.9%	9.1%

※平成27～29年度計画値については、第6期計画に基づく数値

※平成30～令和2年度計画値については、第7期計画に基づく数値



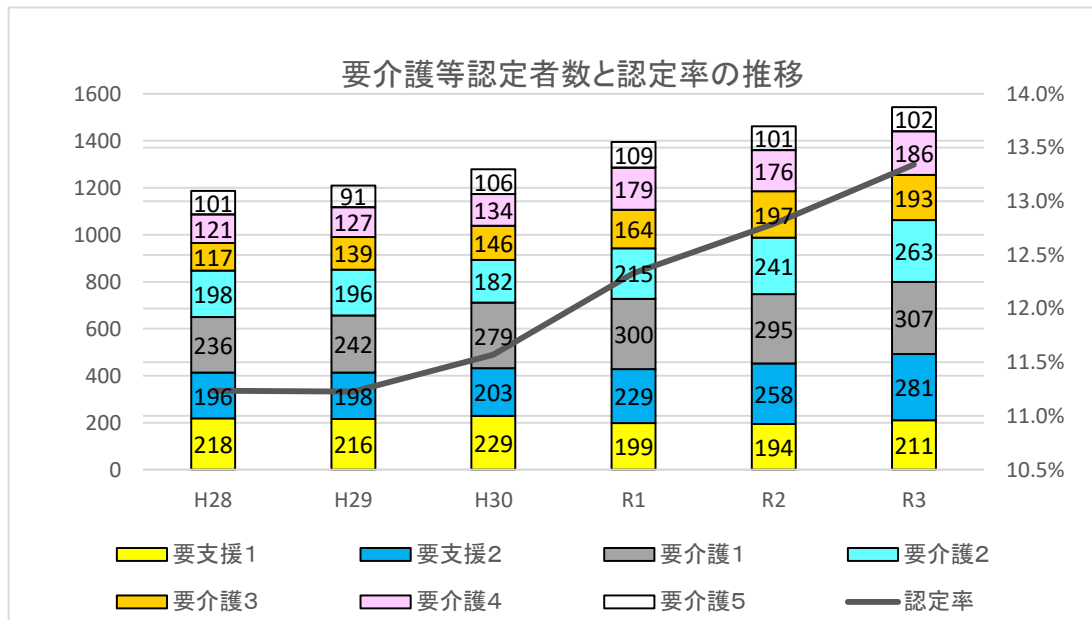
イ 要介護等認定者の推移(各年度9月末日現在)

		H28	H29	H30	R1	R2	R3
要支援 1	計画値	237人	275人	224人	228人	232人	198人
	実績値	218人	216人	229人	199人	194人	211人
	計画比	92.0%	78.5%	102.2%	87.3%	83.6%	106.6%
要支援 2	計画値	261人	307人	200人	208人	213人	286人
	実績値	196人	198人	203人	229人	258人	281人
	計画比	75.1%	64.5%	101.5%	110.1%	121.1%	98.3%
要介護 1	計画値	244人	255人	256人	260人	263人	313人
	実績値	236人	242人	279人	300人	295人	307人
	計画比	96.7%	94.9%	109.0%	115.4%	112.2%	98.1%
要介護 2	計画値	220人	239人	199人	204人	208人	261人
	実績値	198人	196人	182人	215人	241人	263人
	計画比	90.0%	82.0%	91.5%	105.4%	115.9%	100.8%
要介護 3	計画値	134人	143人	140人	146人	150人	218人
	実績値	117人	139人	146人	164人	197人	193人
	計画比	87.3%	97.2%	104.3%	112.3%	131.3%	88.5%
要介護 4	計画値	149人	169人	131人	135人	137人	182人
	実績値	121人	127人	134人	179人	176人	186人
	計画比	81.2%	75.1%	102.3%	132.6%	128.5%	102.2%
要介護 5	計画値	94人	97人	96人	100人	104人	101人
	実績値	101人	91人	106人	109人	101人	102人
	計画比	107.4%	93.8%	110.4%	109.0%	97.1%	101.0%
認定者数合計		1,187人	1,209人	1,279人	1,395人	1,462人	1,543人
うち65歳以上②		1,151人	1,172人	1,242人	1,349人	1,425人	1,508人
認定率(②/①)		11.2%	11.2%	11.6%	12.3%	12.8%	13.3%

※平成27～29年度計画値については、第6期計画に基づく数値

※平成30～令和2年度計画値については、第7期計画に基づく数値

※令和3～令和5年度計画値については、第8期計画に基づく数値



ウ 介護予防・日常生活支援総合事業 事業対象該当者数の推移(各年度9月末日現在)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業対象該当者数	-	74人	100人	95人	105人	94人

※介護予防・日常生活支援総合事業は平成29年度より開始

2 第7期期間及び第8期期間における介護保険計画の計画値と実績値の比較

(1) サービスの計画額及び実績額

① 介護予防給付

ア 居宅サービス

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
a. 介護予防訪問介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	6,967円	0円	0円	6,967円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
b. 介護予防訪問入浴介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
c. 介護予防訪問看護	給付費	計画	5,909,000円	6,267,000円	6,517,000円	18,693,000円	8,405,000円	8,720,000円	9,087,000円	26,212,000円
		実績	6,298,587円	5,212,571円	6,720,277円	18,231,435円	7,491,865円			7,491,865円
		計画比	106.6%	83.2%	103.1%	97.5%	89.1%	-	-	-
d. 介護予防訪問リハビリテーション	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	1,957,000円	1,958,000円	2,349,000円	6,264,000円
		実績	943,347円	975,373円	2,107,648円	4,026,368円	4,228,768円			4,228,768円
		計画比	-	-	-	-	216.1%	-	-	-
e. 介護予防居宅療養管理指導	給付費	計画	1,333,000円	1,334,000円	1,334,000円	4,001,000円	1,245,000円	1,467,000円	1,467,000円	4,179,000円
		実績	1,217,842円	1,060,362円	1,303,680円	3,581,884円	1,616,202円			1,616,202円
		計画比	91.4%	79.5%	97.7%	89.5%	129.8%	-	-	38.7%
f. 介護予防通所介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
g. 介護予防通所リハビリテーション	給付費	計画	13,642,000円	14,113,000円	14,357,000円	42,112,000円	23,335,000円	24,666,000円	26,506,000円	74,507,000円
		実績	13,453,010円	14,479,551円	16,350,592円	44,283,153円	14,104,157円			14,104,157円
		計画比	98.6%	102.6%	113.9%	105.2%	60.4%	-	-	-
h. 介護予防短期入所生活介護	給付費	計画	3,585,000円	4,122,000円	4,576,000円	12,283,000円	4,064,000円	4,066,000円	4,066,000円	12,196,000円
		実績	2,981,589円	1,758,399円	3,413,501円	8,153,489円	2,640,141円			2,640,141円
		計画比	83.2%	42.7%	74.6%	66.4%	65.0%	-	-	21.6%
i. 介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	589,000円	589,000円	589,000円	1,767,000円
		実績	458,540円	1,081,098円	184,753円	1,724,391円	24,279円			24,279円
		計画比	-	-	-	-	4.1%	-	-	1.4%
j. 特定施設入居者生活介護	給付費	計画	4,912,000円	4,914,000円	5,773,000円	15,599,000円	686,000円	686,000円	686,000円	2,058,000円
		実績	2,791,103円	1,162,316円	1,230,030円	5,183,449円	1,445,942円			1,445,942円
		計画比	56.8%	23.7%	21.3%	33.2%	210.8%	-	-	70.3%
k. 介護予防福祉用具貸与	給付費	計画	14,023,000円	14,511,000円	14,965,000円	43,499,000円	18,148,000円	19,120,000円	20,124,000円	57,392,000円
		実績	15,306,572円	15,075,320円	17,142,179円	47,524,071円	18,672,959円			18,672,959円
		計画比	109.2%	103.9%	114.5%	109.3%	102.9%	-	-	32.5%
l. 特定介護予防福祉用具購入	給付費	計画	1,611,000円	1,611,000円	1,611,000円	4,833,000円	3,041,000円	3,041,000円	3,650,000円	9,732,000円
		実績	1,214,293円	1,127,583円	1,592,436円	3,934,312円	3,866,813円			3,866,813円
		計画比	75.4%	70.0%	98.8%	81.4%	127.2%	-	-	39.7%
m. 住宅改修	給付費	計画	4,497,000円	4,497,000円	5,924,000円	14,918,000円	8,316,000円	8,316,000円	8,316,000円	24,948,000円
		実績	3,655,598円	5,224,553円	5,831,504円	14,711,655円	5,837,530円			5,837,530円
		計画比	81.3%	116.2%	98.4%	98.6%	70.2%	-	-	23.4%
n. 介護予防支援	給付費	計画	12,826,000円	13,500,000円	14,169,000円	40,495,000円	14,412,000円	15,221,000円	16,080,000円	45,713,000円
		実績	11,940,938円	11,589,018円	13,154,880円	36,684,836円	14,464,309円			14,464,309円
		計画比	93.1%	85.8%	92.8%	90.6%	100.4%	-	-	31.6%
介護予防サービス合計	給付費	計画	62,338,000円	64,869,000円	69,226,000円	196,433,000円	84,198,000円	87,850,000円	92,920,000円	264,968,000円
		実績	60,268,386円	58,746,144円	69,031,480円	188,046,010円	74,392,965円	0円	0円	74,392,965円
		計画比	96.7%	90.6%	99.7%	95.7%	88.4%	-	-	28.1%

イ 地域密着型サービス

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
a. 介護予防認知症対応型通所介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	回数	計画	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回
実績		0回	0回	0回	0回	0回			0回	
計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	
b. 介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	計画	937,000円	937,000円	1,875,000円	3,749,000円	1,085,000円	1,086,000円	1,086,000円	3,257,000円
		実績	225,540円	89,919円	97,011円	412,470円	140,857円			140,857円
		計画比	24.1%	9.6%	5.2%	11.0%	13.0%	-	-	4.3%
	人数	計画	12人	12人	24人	48人	27人	28人	28人	83人
実績		5人	1人	3人	9人	3人			3人	
計画比		41.7%	8.3%	12.5%	18.8%	11.1%	-	-	3.6%	
c. 介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	2,766,000円	2,768,000円	2,768,000円	8,302,000円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	人数	計画	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実績		0人	0人	0人	0人	0人			0人	
計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	
地域密着型介護予防サービス合計	給付費	計画	937,000円	937,000円	1,875,000円	3,749,000円	3,851,000円	3,854,000円	3,854,000円	11,559,000円
		実績	225,540円	89,919円	97,011円	412,470円	140,857円	0円	0円	140,857円
		計画比	24.1%	9.6%	5.2%	11.0%	3.7%	-	-	1.2%

②介護給付

ア 居宅サービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績	
a. 訪問介護	給付費	計画	169,348,000 円	174,655,000 円	179,886,000 円	523,889,000 円	252,456,000 円	265,059,000 円	284,706,000 円	802,221,000 円
		実績	183,807,622 円	213,954,308 円	228,347,807 円	626,109,737 円	242,580,267 円			242,580,267 円
		計画比	108.5%	122.5%	126.9%	119.5%	96.1%	-	-	30.2%
b. 訪問入浴介護	給付費	計画	16,489,000 円	17,546,000 円	18,407,000 円	52,442,000 円	19,302,000 円	19,965,000 円	21,864,000 円	61,131,000 円
		実績	17,850,389 円	18,116,153 円	23,516,278 円	59,482,820 円	23,366,607 円			23,366,607 円
		計画比	108.3%	103.2%	127.8%	113.4%	121.1%	-	-	38.2%
c. 訪問看護	給付費	計画	45,487,000 円	46,557,000 円	48,465,000 円	140,509,000 円	72,188,000 円	74,635,000 円	81,523,000 円	228,346,000 円
		実績	48,031,026 円	49,955,620 円	59,579,620 円	157,566,266 円	71,784,322 円			71,784,322 円
		計画比	105.6%	107.3%	122.9%	112.1%	99.4%	-	-	31.4%
d. 訪問リハビリテーション	給付費	計画	2,781,000 円	2,783,000 円	2,944,000 円	8,508,000 円	12,196,000 円	11,767,000 円	13,520,000 円	37,483,000 円
		実績	2,516,185 円	4,974,496 円	9,244,838 円	16,735,519 円	13,528,628 円			13,528,628 円
		計画比	90.5%	178.7%	314.0%	196.7%	110.9%	-	-	36.1%
e. 居宅療養管理指導	給付費	計画	14,883,000 円	15,157,000 円	15,579,000 円	45,619,000 円	21,031,000 円	22,484,000 円	24,169,000 円	67,684,000 円
		実績	16,820,483 円	20,163,586 円	21,016,778 円	58,000,847 円	26,078,781 円			26,078,781 円
		計画比	113.0%	133.0%	134.9%	127.1%	124.0%	-	-	38.5%
f. 通所介護	給付費	計画	265,408,000 円	271,017,000 円	278,092,000 円	814,517,000 円	352,503,000 円	376,274,000 円	400,799,000 円	1,129,576,000 円
		実績	259,833,304 円	280,523,717 円	311,412,138 円	851,769,159 円	308,959,226 円			308,959,226 円
		計画比	97.9%	103.5%	112.0%	104.6%	87.6%	-	-	27.4%
g. 通所リハビリテーション	給付費	計画	93,820,000 円	94,780,000 円	97,731,000 円	286,331,000 円	100,328,000 円	103,964,000 円	112,905,000 円	317,197,000 円
		実績	79,269,486 円	82,004,825 円	83,119,364 円	244,393,675 円	85,356,549 円			85,356,549 円
		計画比	84.5%	86.5%	85.0%	85.4%	85.1%	-	-	26.9%
h. 短期入所生活介護	給付費	計画	67,058,000 円	67,769,000 円	68,451,000 円	203,278,000 円	79,584,000 円	86,783,000 円	92,115,000 円	258,482,000 円
		実績	58,229,319 円	61,746,032 円	64,695,664 円	184,671,015 円	62,401,555 円			62,401,555 円
		計画比	86.8%	91.1%	94.5%	90.8%	78.4%	-	-	24.1%
i. 短期入所療養介護(老健)	給付費	計画	22,097,000 円	23,283,000 円	24,629,000 円	70,009,000 円	15,096,000 円	15,104,000 円	18,370,000 円	48,570,000 円
		実績	12,711,032 円	14,209,918 円	9,695,277 円	36,616,227 円	12,252,995 円			12,252,995 円
		計画比	57.5%	61.0%	39.4%	52.3%	81.2%	-	-	25.2%
j. 短期入所療養介護(病院等)	給付費	計画	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
		実績	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円			0 円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	回数	計画	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
実績		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回			0 回	
計画比		-	-	-	-	-	-	-	-	
j. 福祉用具貸与	給付費	計画	61,392,000 円	62,580,000 円	64,241,000 円	188,213,000 円	76,098,000 円	80,283,000 円	86,614,000 円	242,995,000 円
		実績	62,405,506 円	64,577,414 円	76,018,751 円	203,001,671 円	79,687,627 円			79,687,627 円
		計画比	101.7%	103.2%	118.3%	107.9%	104.7%	-	-	32.8%
k. 特定福祉用具購入	給付費	計画	2,624,000 円	2,624,000 円	2,624,000 円	7,872,000 円	4,400,000 円	4,400,000 円	4,787,000 円	13,587,000 円
		実績	2,275,369 円	2,978,782 円	3,885,220 円	9,139,371 円	3,866,813 円			3,866,813 円
		計画比	86.7%	113.5%	148.1%	116.1%	87.9%	-	-	28.5%
l. 住宅改修	給付費	計画	7,920,000 円	9,392,000 円	9,392,000 円	26,704,000 円	8,238,000 円	8,238,000 円	8,238,000 円	24,714,000 円
		実績	6,368,335 円	7,921,908 円	10,057,143 円	24,347,386 円	7,383,591 円			7,383,591 円
		計画比	80.4%	84.3%	107.1%	91.2%	89.6%	-	-	29.9%
m. 特定施設入居者生活介護	給付費	計画	58,402,000 円	63,435,000 円	65,299,000 円	187,136,000 円	72,951,000 円	81,863,000 円	84,104,000 円	238,918,000 円
		実績	58,060,270 円	72,035,890 円	68,734,281 円	198,830,441 円	68,493,495 円			68,493,495 円
		計画比	99.4%	113.6%	105.3%	106.2%	93.9%	-	-	28.7%
n. 居宅介護支援	給付費	計画	79,589,000 円	80,566,000 円	81,692,000 円	241,847,000 円	107,404,000 円	114,335,000 円	122,371,000 円	344,110,000 円
		実績	81,979,523 円	93,765,256 円	101,527,365 円	277,272,144 円	111,295,883 円			111,295,883 円
		計画比	103.0%	116.4%	124.3%	114.6%	103.6%	-	-	32.3%
居宅サービス合計	給付費	計画	907,298,000 円	932,144,000 円	957,432,000 円	2,796,874,000 円	1,193,775,000 円	1,265,154,000 円	1,356,085,000 円	3,815,014,000 円
		実績	890,157,849 円	986,927,905 円	1,070,850,524 円	2,947,936,278 円	1,117,036,339 円	0 円	0 円	1,117,036,339 円
		計画比	98.1%	105.9%	111.8%	105.4%	93.6%	-	-	29.3%

イ 地域密着型サービス

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
a. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	0円	762,443円	3,800,829円	4,563,272円	3,887,960円			3,887,960円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	人数	計画	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	7人	30人	37人	20人			20人
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
b. 夜間対応型訪問介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	人数	計画	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		実績	0人	0人	0人	0人	0人			0人
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
c. 認知症対応型通所介護	給付費	計画	1,836,000円	1,837,000円	1,837,000円	5,510,000円	447,000円	447,000円	447,000円	1,341,000円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	人数	計画	156人	156人	156人	468人	48人	48人	48人	144人
		実績	0人	0人	0人	0人	0人			0人
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
d. 小規模多機能型居宅介護	給付費	計画	29,028,000円	41,647,000円	50,185,000円	120,860,000円	65,073,000円	66,797,000円	66,061,000円	197,931,000円
		実績	53,539,637円	52,129,797円	57,488,831円	163,158,265円	49,304,909円			49,304,909円
		計画比	184.4%	125.2%	114.6%	135.0%	75.8%	-	-	24.9%
	人数	計画	168人	228人	276人	672人	324人	336人	336人	996人
		実績	283人	262人	282人	827人	221人			221人
		計画比	168.5%	114.9%	102.2%	123.1%	68.2%	-	-	22.2%
e. 認知症対応型共同生活介護	給付費	計画	51,629,000円	72,186,000円	72,186,000円	196,001,000円	101,173,000円	110,837,000円	110,837,000円	322,847,000円
		実績	52,007,660円	53,218,757円	51,619,497円	156,845,914円	92,989,565円			92,989,565円
		計画比	100.7%	73.7%	71.5%	80.0%	91.9%	-	-	28.8%
	人数	計画	216人	300人	300人	816回	384人	420人	420人	1,224回
		実績	215人	214人	204人	633回	375人			375回
		計画比	99.5%	71.3%	68.0%	77.6%	97.7%	-	-	30.6%
f. 特定施設入居者生活介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	人数	計画	0人	0人	0人	0回	0人	0人	0人	0回
		実績	0人	0人	0人	0回	0人			0回
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
g. 介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	計画	0円	0円	84,557,000円	84,557,000円	77,004,000円	97,213,000円	97,213,000円	271,430,000円
		実績	0円	0円	0円	0円	33,764,871円			33,764,871円
		計画比	-	-	-	-	43.8%	-	-	12.4%
	回数	計画	0人	0人	29人	29人	276人	348人	348人	972人
		実績	0人	0人	0人	0人	156人			156人
		計画比	-	-	-	-	56.5%	-	-	16.0%
h. 看護小規模多機能型居宅介護	給付費	計画	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		実績	0円	0円	0円	0円	0円			0円
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
	人数	計画	0人	0人	0人	0回	0人	0人	0人	0回
		実績	0人	0人	0人	0回	0人			0回
		計画比	-	-	-	-	-	-	-	-
i. 地域密着型通所介護	給付費	計画	98,620,000円	104,669,000円	112,404,000円	315,693,000円	77,153,000円	85,637,000円	90,491,000円	253,281,000円
		実績	41,370,661円	55,920,618円	65,988,631円	163,279,910円	62,093,616円			62,093,616円
		計画比	41.9%	53.4%	58.7%	51.7%	80.5%	-	-	24.5%
	人数	計画	13,308回	14,100回	15,084回	42,492回	10,782回	11,910回	12,578回	35,270回
		実績	6,547回	8,196回	9,419回	24,162回	8,875回			8,875回
		計画比	49.2%	58.1%	62.4%	56.9%	82.3%	-	-	25.2%
地域密着型サービス合計	給付費	181,113,000円	220,339,000円	321,169,000円	722,621,000円	320,850,000円	360,931,000円	365,049,000円	1,046,830,000円	
	実績	146,917,958円	162,031,615円	178,897,788円	487,847,361円	242,040,921円	0円	0円	242,040,921円	
	計画比	81.1%	73.5%	55.7%	67.5%	75.4%	-	-	23.1%	

ウ 介護保険施設サービス

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
a. 介護老人福祉施設	給付費	計画	365,262,000円	371,178,000円	371,178,000円	1,107,618,000円	471,433,000円	471,695,000円	471,695,000円	1,414,823,000円
		実績	371,508,668円	435,596,396円	451,283,302円	1,258,388,366円	446,190,720円			446,190,720円
		計画比	101.7%	117.4%	121.6%	113.6%	94.6%	-	-	31.5%
	人数	計画	1,512人	1,536人	1,536人	4,584人	1,728人	1,728人	1,728人	5,184人
		実績	1,467人	1,713人	1,722人	4,902人	1,689人			1,689人
		計画比	97.0%	111.5%	112.1%	106.9%	97.7%	-	-	32.6%
b. 介護老人保健施設	給付費	計画	155,949,000円	162,768,000円	169,210,000円	487,927,000円	207,787,000円	207,903,000円	207,903,000円	623,593,000円
		実績	191,650,199円	191,256,470円	198,195,903円	581,102,572円	231,386,795円			231,386,795円
		計画比	122.9%	117.5%	117.1%	119.1%	111.4%	-	-	37.1%
	人数	計画	612人	636人	660人	1,908人	708人	708人	708人	2,124人
		実績	761人	728人	711人	2,200人	819人			819人
		計画比	124.3%	114.5%	107.7%	115.3%	115.7%	-	-	38.6%
c. 介護医療院	給付費	計画	0円	4,965,000円	7,633,000円	12,598,000円	4,881,000円	7,783,000円	7,783,000円	20,447,000円
		実績	0円	517,178円	706,311円	1,223,489円	9,430,157円			9,430,157円
		計画比	-	10.4%	9.3%	9.7%	193.2%	-	-	46.1%
	人数	計画	0人	12人	24人	36人	12人	24人	24人	60人
		実績	0人	2人	2人	4人	27人			27人
		計画比	-	16.7%	8.3%	11.1%	225.0%	-	-	45.0%
d. 介護療養型医療施設	給付費	計画	10,297,000円	5,337,000円	2,669,000円	18,303,000円	2,653,000円	0円	0円	2,653,000円
		実績	11,622,273円	8,252,764円	5,148,393円	25,023,430円	0円			0円
		計画比	112.9%	154.6%	192.9%	136.7%	-	-	-	-
	人数	計画	36人	24人	12人	72人	12人	0人	0人	12人
		実績	36人	27人	18人	81人	0人			0人
		計画比	100.0%	112.5%	150.0%	112.5%	-	-	-	-
施設サービス合計	給付費	531,508,000円	544,248,000円	550,690,000円	1,626,446,000円	686,754,000円	687,381,000円	687,381,000円	2,061,516,000円	
	実績	574,781,140円	635,622,808円	655,333,909円	1,865,737,857円	687,007,672円	0円	0円	687,007,672円	
	計画比	108.1%	116.8%	119.0%	114.7%	100.0%	-	-	33.3%	

(サービスの計画額及び実績額の総括 介護予防給付・介護給付の合計)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
ア 居宅サービス合計	計画	969,636,000	997,013,000	1,026,658,000	2,993,307,000 円	1,277,973,000	1,353,004,000	1,449,005,000	4,079,982,000 円
	実績	950,426,235	1,045,674,049	1,139,882,004	3,135,982,288 円	1,191,429,304	0	0	1,191,429,304 円
	計画比	98.0%	104.9%	111.0%	104.8%	93.2%	0.0%	0.0%	29.2%
(ア) 介護給付	計画	907,298,000	932,144,000	957,432,000	2,796,874,000 円	1,193,775,000	1,265,154,000	1,356,085,000	3,815,014,000 円
	実績	890,157,849	986,927,905	1,070,850,524	2,947,936,278 円	1,117,036,339	0	0	1,117,036,339 円
	計画比	98.1%	105.9%	111.8%	105.4%	93.6%	0.0%	0.0%	29.3%
(イ) 予防給付	計画	62,338,000	64,869,000	69,226,000	196,433,000 円	84,198,000	87,850,000	92,920,000	264,968,000 円
	実績	60,268,386	58,746,144	69,031,480	188,046,010 円	74,392,965	0	0	74,392,965 円
	計画比	96.7%	90.6%	99.7%	95.7%	88.4%	0.0%	0.0%	28.1%
イ 地域密着型サービス合計	計画	182,050,000	221,276,000	323,044,000	726,370,000 円	324,701,000	364,785,000	368,903,000	1,058,389,000 円
	実績	147,143,498	162,121,534	178,994,799	488,259,831 円	242,181,778	0	0	242,181,778 円
	計画比	80.8%	73.3%	55.4%	67.2%	74.6%	0.0%	0.0%	22.9%
ウ 施設サービス合計	計画	531,508,000	544,248,000	550,690,000	1,626,446,000 円	686,754,000	687,381,000	687,381,000	2,061,516,000 円
	実績	574,781,140	635,622,808	655,333,909	1,865,737,857 円	687,007,672	0	0	687,007,672 円
	計画比	108.1%	116.8%	119.0%	114.7%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%
給付費合計【a】 (a=ア+イ+ウ)	計画	1,683,194,000	1,762,537,000	1,900,392,000	5,346,123,000 円	2,289,428,000	2,405,170,000	2,505,289,000	7,199,887,000 円
	実績	1,672,350,873	1,843,418,391	1,974,210,712	5,489,979,976 円	2,120,618,754	0	0	2,120,618,754 円
	計画比	99.4%	104.6%	103.9%	102.7%	92.6%	0.0%	0.0%	29.5%

(2) 標準給付費の計画額及び実績額

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
ア 給付費(aの補正後)	計画	1,681,314,416	1,780,745,145	1,942,932,343	5,404,991,904 円	2,289,428,000	2,405,170,000	2,505,289,000	7,199,887,000 円
	実績	1,672,350,873	1,843,418,391	1,974,210,712	5,489,979,976 円	2,120,618,754	0	0	2,120,618,754 円
	計画比	99.5%	103.5%	101.6%	101.6%	92.6%	0.0%	0.0%	29.5%
イ 特定入所者介護サービス費	計画	49,869,916	53,359,582	55,799,174	159,028,672 円	48,486,000	46,428,000	48,900,000	143,814,000 円
	実績	48,326,137	52,066,207	51,949,345	152,341,689 円	43,888,821	0	0	43,888,821 円
	計画比	96.9%	97.6%	93.1%	95.8%	90.5%	0.0%	0.0%	30.5%
ウ 高額介護サービス費	計画	27,113,767	28,998,078	30,323,866	86,435,711 円	34,933,000	36,459,000	38,398,000	109,790,000 円
	実績	30,489,575	40,203,831	46,132,598	116,826,004 円	46,132,598	0	0	46,132,598 円
	計画比	112.5%	138.6%	152.1%	135.2%	132.1%	0.0%	0.0%	42.0%
エ 高額医療合算介護サービス費	計画	3,593,917	3,843,681	4,019,414	11,457,012 円	5,183,000	5,476,000	5,766,000	16,425,000 円
	実績	4,262,268	5,481,486	5,328,414	15,072,168 円	5,481,486	0	0	5,481,486 円
	計画比	118.6%	142.6%	132.6%	131.6%	105.8%	0.0%	0.0%	33.4%
オ 審査支払手数料	計画	1,088,986	1,110,610	1,131,656	3,331,252 円	1,354,000	1,430,000	1,505,000	4,289,000 円
	実績	1,109,794	1,212,048	1,318,594	3,640,436 円	1,399,260	0	0	1,399,260 円
	計画比	101.9%	109.1%	116.5%	109.3%	103.3%	0.0%	0.0%	32.6%
標準給付費合計【b】 (b=ア～オの合計)	計画	1,762,981,002	1,868,057,096	2,034,206,453	5,665,244,551 円	2,379,384,000	2,494,963,000	2,599,858,000	7,474,205,000 円
	実績	1,756,538,647	1,942,381,963	2,078,939,663	5,777,860,273 円	2,217,520,919	0	0	2,217,520,919 円
	計画比	99.6%	104.0%	102.2%	102.0%	93.2%	0.0%	0.0%	29.7%

【備考】「ウ 高額介護サービス費」、「エ 高額医療合算介護サービス費」
被保険者の所得状況に応じた負担割合上限について、平成27年8月から1→2割に、平成30年8月から2→3割に改正となった。

(3) 地域支援事業費の計画額及び実績額

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
ア 介護予防・日常生活支援 総合事業	計画	81,309,509	86,960,233	90,936,041	259,205,783 円	123,898,000	125,689,000	128,049,000	377,636,000 円
	実績	94,052,013	95,879,491	88,084,746	278,016,250 円	96,130,578	0	0	96,130,578 円
	計画比	115.7%	110.3%	96.9%	107.3%	77.6%	0.0%	0.0%	25.5%
イ 包括的支援事業・ 任意事業	計画	89,245,043	90,274,749	91,218,788	270,738,580 円	122,094,000	139,811,000	140,924,000	402,829,000 円
	実績	116,808,013	126,958,284	128,225,964	371,992,261 円	139,952,155	0	0	139,952,155 円
	計画比	130.9%	140.6%	140.6%	137.4%	114.6%	0.0%	0.0%	34.7%
地域支援事業費合計【c】 (c=ア+イ)	計画	170,554,552	177,234,982	182,154,829	529,944,363 円	245,992,000	265,500,000	268,973,000	780,465,000 円
	実績	210,860,026	222,837,775	216,310,710	650,008,511 円	236,082,733	0	0	236,082,733 円
	計画比	123.6%	125.7%	118.8%	122.7%	96.0%	0.0%	0.0%	30.2%

【備考1】「ア 介護予防・日常生活支援総合事業」
みよし市においては平成29年度から総合事業を開始。

【備考2】「イ 包括的支援事業・任意事業」
平成29年度から包括3分割化。きたよし、なかよしの2包括が委託、みなよしが直営。
令和4年度から包括4分割化。おかよし、きたよし、なかよしの3包括が委託、みなよしが直営。

(4) 標準給付費及び地域支援事業費の計画額及び実績額

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	第7期計画実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期計画実績
標準給付費合計【b】	計画	1,762,981,002	1,868,057,096	2,034,206,453	5,665,244,551 円	2,379,384,000	2,494,963,000	2,599,858,000	7,474,205,000 円
	実績	1,756,538,647	1,942,381,963	2,078,939,663	5,777,860,273 円	2,217,520,919	0	0	2,217,520,919 円
	計画比	99.6%	104.0%	102.2%	102.0%	93.2%	0.0%	0.0%	29.7%
地域支援事業費合計【c】	計画	170,554,552	177,234,982	182,154,829	529,944,363 円	245,992,000	265,500,000	268,973,000	780,465,000 円
	実績	210,860,026	222,837,775	216,310,710	650,008,511 円	236,082,733	0	0	236,082,733 円
	計画比	123.6%	125.7%	118.8%	122.7%	96.0%	0.0%	0.0%	30.2%
総合計	計画	1,933,535,554	2,045,292,078	2,216,361,282	6,195,188,914 円	2,625,376,000	2,760,463,000	2,868,831,000	8,254,670,000 円
	実績	1,967,398,673	2,165,219,738	2,295,250,373	6,427,868,784 円	2,453,603,652	0	0	2,453,603,652 円
	計画比	101.8%	105.9%	103.6%	103.8%	93.5%	0.0%	0.0%	29.7%

3 介護度別給付金額（令和3年3月～令和4年2月サービス分）

(1)居宅（介護予防）サービス

【出典】介護保険事業状況報告 令和3年5月～令和4年4月月報の集計

サービス名称	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
ア 訪問サービス	2,316,207円	10,998,387円	13,314,594円	53,883,600円	79,745,328円	69,130,184円	92,400,689円	82,230,355円	377,390,156円	390,704,750円
a. 訪問介護	0円	0円	0円	38,097,270円	50,968,353円	47,446,107円	60,159,134円	45,909,403円	242,580,267円	242,580,267円
b. 訪問入浴介護	29,310円	0円	29,310円	90,848円	2,043,935円	2,758,012円	6,320,427円	12,153,385円	23,366,607円	23,395,917円
c. 訪問看護	1,414,695円	6,057,246円	7,471,941円	8,446,115円	16,876,781円	10,637,354円	18,778,912円	17,065,084円	71,804,246円	79,276,187円
d. 訪問リハビリテーション	339,492円	3,871,446円	4,210,938円	1,737,907円	3,593,455円	3,320,752円	1,482,948円	3,411,396円	13,546,458円	17,757,396円
e. 居宅療養管理指導	532,710円	1,069,695円	1,602,405円	5,511,460円	6,262,804円	4,967,959円	5,659,268円	3,691,087円	26,092,578円	27,694,983円
イ 通所サービス	1,633,140円	12,443,081円	14,076,221円	108,939,961円	121,162,751円	88,651,266円	43,188,492円	32,401,241円	394,343,711円	408,419,932円
a. 通所介護	0円	0円	0円	100,779,600円	99,741,112円	66,100,018円	31,052,922円	11,285,574円	308,959,226円	308,959,226円
b. 通所リハビリテーション	1,633,140円	12,443,081円	14,076,221円	8,160,361円	21,421,639円	22,551,248円	12,135,570円	21,115,667円	85,384,485円	99,460,706円
ウ 短期入所サービス	379,919円	2,234,530円	2,614,449円	13,199,810円	21,969,061円	21,534,266円	12,767,491円	5,233,893円	74,704,521円	77,318,970円
a. 短期入所生活介護	379,919円	2,210,251円	2,590,170円	10,340,527円	20,382,986円	19,011,889円	9,475,253円	3,240,871円	62,451,526円	65,041,696円
b. 短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0円	24,279円	24,279円	2,859,283円	1,586,075円	2,522,377円	3,292,238円	1,993,022円	12,252,995円	12,277,274円
c. 短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
d. 短期入所療養介護（介護医療院）	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
エ 福祉用具・住宅改修サービス	6,552,844円	18,898,332円	25,451,176円	13,576,057円	24,681,462円	19,035,987円	18,848,193円	14,809,769円	90,951,468円	116,402,644円
a. 福祉用具貸与	4,085,429円	14,574,093円	18,659,522円	10,148,981円	21,830,299円	17,189,069円	16,692,901円	13,839,814円	79,701,064円	98,360,586円
b. 福祉用具購入費	165,476円	788,648円	954,124円	977,577円	802,816円	788,003円	961,817円	336,600円	3,866,813円	4,820,937円
c. 住宅改修費	2,301,939円	3,535,591円	5,837,530円	2,449,499円	2,048,347円	1,058,915円	1,193,475円	633,355円	7,383,591円	13,221,121円
オ 特定施設入居者生活介護	1,314,498円	131,444円	1,445,942円	14,785,292円	15,543,650円	22,479,656円	11,542,302円	4,142,595円	68,493,495円	69,939,437円
カ 介護予防支援・居宅介護支援	4,531,679円	9,918,572円	14,450,251円	36,314,830円	30,910,472円	20,581,456円	14,101,042円	9,402,141円	111,309,941円	125,760,192円
居宅（介護予防）サービス費 小計	16,728,287円	54,624,346円	71,352,633円	240,699,550円	294,012,724円	241,412,815円	192,848,209円	148,219,994円	1,117,193,292円	1,188,545,925円
居宅（介護予防）サービス費 受給者数	993人	2,077人	3,070人	3,011人	2,541人	1,495人	948人	601人	8,596人	11,666人
一人当たり給付額	16,846円	26,300円	23,242円	79,940円	115,707円	161,480円	203,426円	246,622円	129,967円	101,881円

(2)地域密着型（介護予防）サービス

【出典】介護保険事業状況報告 令和3年5月～令和4年4月月報の集計

サービス名称	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
a. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0円	0円	0円	0円	105,549円	2,233,342円	1,549,069円	0円	3,887,960円	3,887,960円
b. 夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
c. 地域密着型通所介護	0円	0円	0円	30,856,363円	17,024,027円	10,746,058円	3,052,534円	414,634円	62,093,616円	62,093,616円
d. 認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
e. 小規模多機能型居宅介護	140,857円	0円	140,857円	5,847,033円	11,284,356円	15,087,725円	10,889,183円	6,196,612円	49,304,909円	49,445,766円
f. 認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0円	36,933,246円	31,207,063円	22,667,960円	1,662,451円	518,845円	92,989,565円	92,989,565円
g. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
h. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0円	0円	0円	426,505円	0円	18,363,318円	9,426,129円	5,548,919円	33,764,871円	33,764,871円
i. 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
地域密着型（介護予防）サービス費 小計	140,857円	0円	140,857円	74,063,147円	59,620,995円	69,098,403円	26,579,366円	12,679,010円	242,040,921円	242,181,778円
地域密着型（介護予防）サービス費 受給者数	3人	0人	3人	755人	400人	363人	131人	48人	1,697人	1,700人
一人当たり給付額	46,952円	0円	46,952円	98,097円	149,052円	190,354円	202,896円	264,146円	142,629円	142,460円

(3)施設サービス

【出典】介護保険事業状況報告 令和3年5月～令和4年4月月報の集計

サービス名称	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
a. 介護老人福祉施設	0円	0円	0円	5,366,963円	5,511,960円	135,705,043円	194,534,690円	105,072,064円	446,190,720円	446,190,720円
b. 介護老人保健施設	0円	0円	0円	25,544,760円	44,649,791円	40,196,474円	89,947,396円	31,048,374円	231,386,795円	231,386,795円
c. 介護療養型医療施設	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
d. 介護医療院	0円	0円	0円	0円	0円	4,393,406円	269,109円	4,767,642円	9,430,157円	9,430,157円
施設サービス費 小計	0円	0円	0円	30,911,723円	50,161,751円	180,294,923円	284,751,195円	140,888,080円	687,007,672円	687,007,672円
施設サービス費 受給者数	0人	0人	0人	125人	192人	689人	1,009人	466人	2,481人	2,481人
一人当たり給付額	0円	0円	0円	247,294円	261,259円	261,676円	282,211円	302,335円	276,908円	276,908円

(4)給付費の合計（(1)+(2)+(3)）

	要支援1	要支援2	要支援計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護計	合計
総計	16,869,144円	54,624,346円	71,493,490円	345,674,420円	403,795,470円	490,806,141円	504,178,770円	301,787,084円	2,046,241,885円	2,117,735,375円
給付費全体との比率	0.8%	2.6%	3.4%	16.3%	19.1%	23.2%	23.8%	14.3%	96.6%	100.0%

【参考】令和4年3月31日現在認定者数	207人	266人	473人	296人	267人	212人	199人	105人	1,079人	1,552人
認定者数全体との比率	13.3%	17.1%	30.5%	19.1%	17.2%	13.7%	12.8%	6.8%	69.5%	100.0%

みよし市地域包括支援センター事業の報告 (R元～R3実績)

1 介護予防ケアマネジメント業務(法第115条の45第1項第1号二)

・予防給付に関するケアマネジメント業務

指定介護予防支援事業所として、予防給付に関するケアマネジメント業務を実施

対象者:事業対象者、要支援1.2の人

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給付実績数	きたよし	2,259人	2,314人	2,791人
	なかよし	1,548人	1,632人	1,727人
	みなよし	1,002人	934人	1,101人
	合計	4,809人	4,880人	5,619人

・介護予防普及啓発(介護予防教室)

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催か所数	きたよし	13か所	11か所	10か所
	なかよし	8か所	5か所	4か所
	みなよし	11か所	8か所	8か所
	合計	32か所	24か所	22か所
開催回数 (延べ)	きたよし	241回	166回	195回
	なかよし	179回	61回	74回
	みなよし	164回	97回	116回
	合計	584回	324回	385回
参加人数 (延べ)	きたよし	4,171人	2,375人	2,519人
	なかよし	2,987人	1,066人	1,257人
	みなよし	3,211人	1,524人	1,792人
	合計	10,369人	4,965人	5,568人

2 総合相談支援業務(法第115条の45第2項第1号)

・総合相談支援

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問	きたよし	489件	398件	417件
	なかよし	515件	534件	368件
	みなよし	398件	307件	268件
	合計	1,402件	1,239件	1,053件
来所	きたよし	237件	205件	258件
	なかよし	159件	202件	187件
	みなよし	167件	154件	234件
	合計	563件	561件	679件
電話	きたよし	1,857件	2,015件	2,242件
	なかよし	780件	1,144件	1,420件
	みなよし	435件	744件	1,150件
	合計	3,072件	3,903件	4,812件
合計	きたよし	2,583件	2,618件	2,917件
	なかよし	1,454件	1,880件	1,975件
	みなよし	1,000件	1,205件	1,652件
	合計	5,037件	5,703件	6,544件

総合相談支援のうち、関係機関との連携及び実態把握数

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療機関連携 関係機関連携	きたよし	813件	831件	1,037件
	なかよし	242件	454件	594件
	みなよし	179件	252件	420件
	合計	1,234件	1,537件	2,051件
実態把握数	きたよし	434件	547件	468件
	なかよし	201件	452件	269件
	みなよし	209件	112件	124件
	合計	844件	1,111件	861件

3 権利擁護業務(法第115条の45第2項第2号)

・成年後見制度の活用促進

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談 制度説明	きたよし	31件	33件	7件
	なかよし	29件	10件	9件
	みなよし	33件	28件	31件
	合計	93件	71件	47件

・高齢者虐待への対応

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
虐待疑通報件数	きたよし	9件	14件	25件
	なかよし			
	みなよし			
上記のうち 虐待対応	きたよし	5件	11件	15件
	なかよし			
	みなよし			

4 包括的・継続的マネジメント支援業務(法第115条の45第1項第5号)

関係機関との連携体制づくり

・ケアマネジャー連絡会における研修会

センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
きたよし	・成年後見制度について ～本人情報シートを知ろう～	・成年後見制度について	・高齢者の自立を支える福祉用具 ・介護支援専門員として知っておきたい看取り期の実際 ・成年後見制度の実務について
なかよし	・障がい者の相談支援について		
みなよし	・これからの在宅看取りを考える ～ACPについて ケアマネに望むこと～		

令和2年度からは、各センターごとではなく、地域包括支援センター全体でケアマネジャーを支援していく形にした。

5 在宅医療介護連携推進事業(法第115条の45第2項第4号)

在宅医療介護連携推進員

在宅医療と介護の連携を推進する役割を担う。

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
多職種合同研修会(在宅医療サポートセンター主催)	きたよし	2回	1回	2回
	なかよし			
	みなよし			
在宅医療介護連携対応施策検討作業部会	きたよし	10回	12回	12回
	なかよし			
	みなよし			

6 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)

第2層生活支援コーディネーター

住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による、生活支援サービスの提供体制を構築するため、第1層生活支援コーディネーターと連携を図りながら、日常生活圏域(中学校区)における支援ニーズとサービスの、コーディネート機能を担う。

生活支援サービスを提供する事業主体と連携して、支援の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く。

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1層協議体への参加	きたよし	3回	2回	2回
	なかよし			
	みなよし			
第2層協議体開催回数	きたよし	4回	8回	12回
	なかよし	4回	10回	11回
	みなよし	3回	10回	12回
	合計	11回	28回	35回

7 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)

認知症地域支援推進員

認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援、認知症である又はその疑いのある者に対する総合的な支援を行うことを目的とする。

・認知症初期集中支援チーム

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
初期集中支援チームにつながったケース数	きたよし	7件	5件	3件
	なかよし			
	みなよし			
チーム員会議	きたよし	11回	12回	12回
	なかよし			
	みなよし			

・認知症カフェ

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	きたよし	10回	15回	40回
	なかよし	13回	7回	12回
	みなよし	22回	9回	10回
	合計	45回	31回	62回
参加人数 (延べ)	きたよし	195人	77人	154人
	なかよし	67人	49人	36人
	みなよし	163人	27人	14人
	合計	425人	153人	204人

8 地域包括ケア推進事業(法第115条の48)

・地域ケア会議

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ささえ愛会議 (個別ケース会議)	きたよし	5回	6回	14回
	なかよし	3回	10回	14回
	みなよし	1回	14回	5回
	合計	9回	30回	33回
地域包括 ネット会議	きたよし	10回	10回	12回
	なかよし			
	みなよし			
地域包括ケア 推進会議	きたよし	4回	3回	4回
	なかよし			
	みなよし			

9 介護予防事業・任意事業

・地域支え合い体制づくり事業との連携

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行方不明対応 (みよし安心 ネット送信 数)	きたよし	2件	0件	0件
	なかよし	0件	1件	1件
	みなよし	0件	2件	0件
	合計	2件	3件	1件

・行方不明高齢者捜索模擬訓練

令和元年度	令和2年度	令和3年度
筋生地区で実施 (11月30日) 参加者36人	—	三好丘緑地区で実施 (11月27日) 参加者22人 打越地区で実施 (11月6日) 参加者18人

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から開催を見合わせた。

・認知症サポーターキャラバン事業との連携

	センター名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
認知症サポーター養成講座 でのキャラバン メイト活動	きたよし	8回	5回	14回
	なかよし	5回	2回	9回
	みなよし	5回	3回	5回
	合計	18回	10回	28回

資料2-2

令和3（2021）年度地域包括支援センター 事業評価報告書

令和4（2022）年8月

みよし市福祉部長寿介護課

目 次

	ページ
1 事業評価の概要	1～2
2 事業評価結果	3～18
3 参考資料	
1 令和3（2021）年度みよし市地域包括支援センター運営方針	
2 令和3（2021）年度みよし市地域包括支援センター事業評価表	

1 事業評価の概要

(1) 事業評価の背景

『地域包括支援センターの設置運営について』（平成 24（2012）年 3 月 29 日付け厚生労働省通知）において、①地域包括支援センターが行う事業の実施方針を市町村が策定し、②実施方針に基づき実施する地域包括支援センターの事業計画等に対し、市町村は地域包括支援センター運営協議会にて評価する、という国の方針が示された。

本市では、平成 29（2017）年度から、市域全体としていた日常生活圏域を 3 つに分割し、それに合わせて市役所に 1 か所のみであった地域包括支援センターを日常生活圏域ごと配置し、3 か所（三好丘中学校区と北中学校区に 1 か所、三好中学校区 1 か所、南中学校区 1 か所）とした。このことを契機に、「みよし市地域包括支援センター運営方針」（以下「運営方針」という。）を策定するとともに、事業評価を開始した。

(2) 事業評価の目的

地域包括支援センター業務の実施状況がわかる評価をすることにより、各地域包括支援センターにおける市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(3) みよし市の事業評価の特色

- ① みよし市地域包括支援センター運営方針 ※参考資料 1 参照
「令和 3（2021）年度みよし市地域包括支援センター運営方針」を策定し、地域包括支援センターの基本的な役割について示すとともに、在宅医療介護の連携や認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターの業務について位置づけた。
- ② 評価方法 ※参考資料 2 参照
運営方針に基づいて、市が評価項目を設定し、年度末に地域包括支援センターの自己評価と市評価を行う。
- ③ 評価項目
運営方針の内容から、12 の大項目を設定し、大項目ごとに細分化（中項目 43、小項目 50）した評価項目を 50 項目設定する。

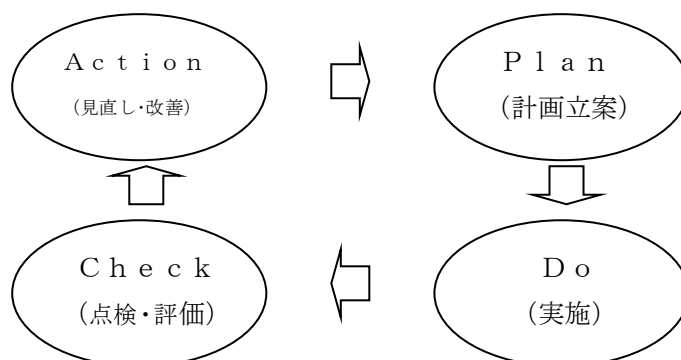
《12 の大項目》

1 運営体制	7 生活支援体制整備事業
2 介護予防ケアマネジメント業務	8 認知症総合支援事業
3 総合相談支援業務	9 地域ケア会議推進事業
4 権利擁護業務	10 多職種協働による 地域包括支援ネットワークの構築
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	11 任意事業
6 在宅医療介護連携推進事業	12 市との連携

(4) 事業評価の流れ

地域包括支援センターの事業を継続的に改善していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、地域包括支援センター事業の質を高め、市民サービスの向上を図る。

【事業評価の流れ】PDCAサイクルにおける評価



2 事業評価結果

(1) 実施方法

① 評価実施時期

令和4（2022）年2月 地域包括支援センター自己評価を行う。

令和4（2022）年3月 地域包括支援センターの自己評価に対し市が内容を精査し、事業実施内容等のヒアリングを行った上で市評価を決定する。

令和4（2022）年8月 地域包括支援センター運営協議会に報告する。

② 評価項目

「令和3（2021）年度みよし市地域包括支援センター事業評価表」※参考資料2参照

(2) 評価基準

【自己評価】

- ・各地域包括支援センターは運営方針に基づき、事業達成状況について、自己評価表により、自己評価（◎＝十分できた、○＝できた、△＝一部できた、×＝できなかった）を行う。

評 価	評 価 基 準
◎	小項目に対し、事業が十分に評価でき、運営方針を上回る業務を実施した。
○	小項目に対し、事業が予定通り遂行できた。
△	小項目に対し、事業が何らかの理由により、遂行できなかった。
×	小項目に対し、事業が全く遂行できなかった。

【市評価】

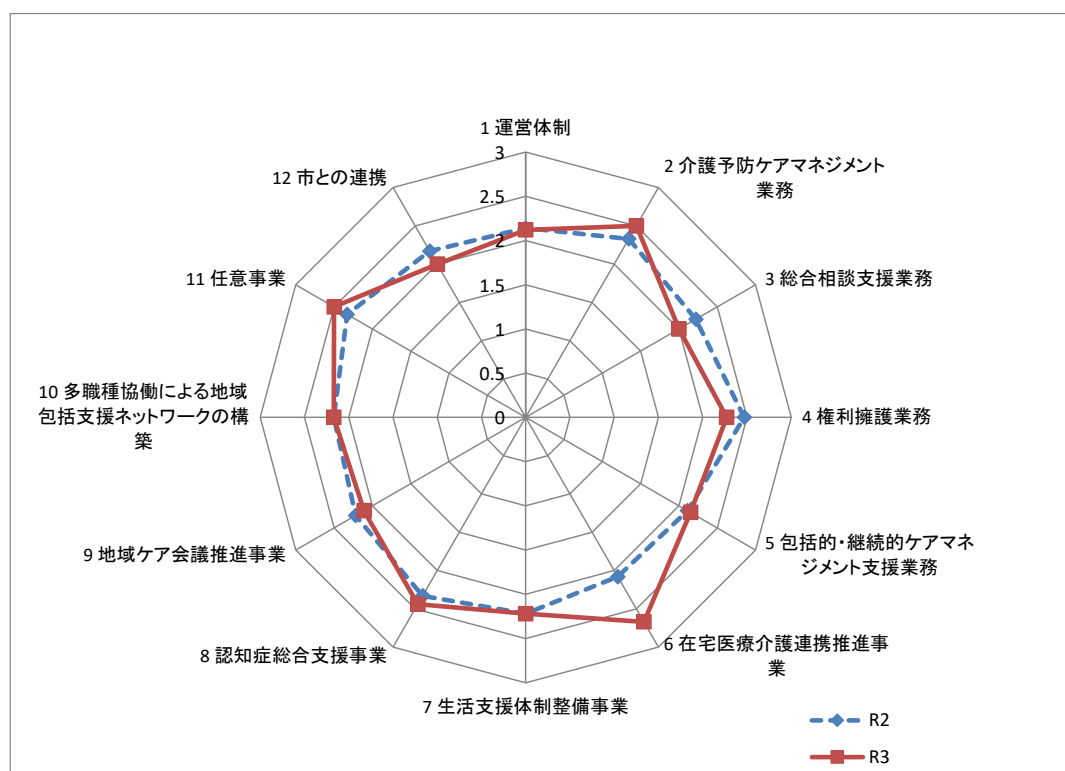
- ・各小項目の評価を点数化（◎＝3点、○＝2点、△＝1点、×＝0点）し、大項目ごとの平均点を総合的に見ることで、事業全体を評価し、その上で、大項目ごとの状況を市が分析する。
- ・50項目いずれも「○」評価を前提としており、平均値が2点以上で、必要な取組が行われたという結果になる。
- ・50項目については、地域包括支援センターとして当然実施すべき取組内容であり、数値目標もないため、「○」以外の評価を地域包括支援センターが行った場合は、その理由を確認し、地域包括支援センター全体の取組を見る中で、総合的に判断する。

(3) 全体評価

評価項目（大項目）	平均値（※）	
	R2（2020）	R3（2021）
1. 運営体制	2. 1 4	2. 1 2
2. 介護予防ケアマネジメント業務	2. 3 3	2. 5
3. 総合相談支援業務	2. 2 2	2
4. 権利擁護業務	2. 4 7	2. 2 7
5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	2. 1 1	2. 1 5
6. 在宅医療介護連携推進事業	2. 0 8	2. 6 7
7. 生活支援体制整備事業	2. 2 2	2. 2 2
8. 認知症総合支援事業	2. 3 3	2. 4 4
9. 地域ケア会議推進事業	2. 2 2	2. 1 1
10. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	2. 1 7	2. 1 7
11. 任意事業	2. 3 3	2. 5
12. 市との連携	2. 1 7	2

※◎3点・○2点・△1点・×0点とし、最終評価の平均値を算出

【評価項目（大項目）ごとの平均値】



すべての項目が2点以上となった。前年度と同様に行えた大項目については、地域包括支援センターの資質向上と捉え〇と評価した。そのため、前年度と比べると評価が下回る大項目もある一方、新たな取組を行い評価が向上した大項目があった。

(4) 効果と活用

地域包括支援センターを3地域に配置して5年目となり、令和2（2020）年度の評価結果を踏まえて、各地域包括支援センターで事業に取り組んだ。

令和3（2021）年度はwithコロナの中で、地域包括支援センターの活動について前年度同様、試行錯誤しながら事業を行った。

市の協力要請に対して、全ての地域包括支援センターが高齢者の新型コロナワクチン接種の予約支援を行い、高齢者の新型コロナウイルス感染症の重症化予防等について、積極的に取り組むことができた。

また、高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活できるよう、セルフケアを促す自立支援型のケアマネジメントを専門職で考える機会として「自立支援型ささえ愛会議」を2回オンラインで開催した。地域包括支援センターが事例を提供した他、オンライン上でグループワークを行った。グループワークの際、地域包括支援センターがファシリテーションを行い、多職種で自立支援に着目した意見交換を行うことができた。

また、世界アルツハイマー月間や人生会議普及啓発強化週間を設け、みよし市立中央図書館において、すべての地域包括支援センターが協力し特集コーナーの設営を行うなど、新たな活動を開始することができた。

このように地域包括支援センターが自らの事業について評価することにより、業務を振り返ることで、改善点を見出し、今後の取組につなげていくことが期待できる。

今回の事業評価で評価が低かった部分については重点的に見直すとともに、模範的な取組については、地域包括支援センターの取組の底上げを目的に各センター間で情報共有を行い、市全体の市民サービスの向上につなげていく。

(5) 大項目別評価

1 : 運営体制

地域包括支援センターを運営するに当たり、必要な体制について確認する。

a 評価結果

評価項目(中項目)	自己評価					市評価							
	R2	R3				R2	R3						
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均		
事業計画の策定	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2	
設置場所等	2	1	2	0	0	2.33	2	0	3	0	0	2	
職員の姿勢	当事者目線での支援	2	1	2	0	0	2.33	2	0	3	0	0	2
	事業計画の進行管理	2.33	2	1	0	0	2.67	2.33	1	2	0	0	2.33
	随時の業務改善	2	2	1	0	0	2.67	2	2	1	0	0	2.67
職員の資質向上	2.33	0	3	0	0	2	2.33	0	3	0	0	2	
地域との連携	2.33	0	3	0	0	2	2.33	1	2	0	0	2.33	
個人情報 の保護	相談時のプライバシー配慮	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2
	個人情報の保護	2.33	0	3	0	0	2	2.33	0	3	0	0	2
	データの保管・管理	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2
守秘義務	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2	
広報活動	2.33	1	2	0	0	2.33	2.33	1	2	0	0	2.33	
苦情対応	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2	
公正・中立性の確保	2.00	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2	
相談体制	2.33	2	1	0	0	2.67	2.33	1	2	0	0	2.33	

(◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出)

b 評価根拠・分析

中項目「職員の姿勢」についてコロナワクチンの接種予約の支援を行った。その他、地域包括支援センター内でミーティングを行う際、情報共有や事例を整理するため、必要時にホワイトボードを活用し、情報の可視化するなど、工夫した地域包括支援センターがあったため、令和2(2020)年度よりも平均が上回った。

「広報活動」においては、地域包括支援センターが発行する包括だよりを住民にとって見やすい資料になっているか、生活支援体制整備事業の地域住民から構成される第2層協議体に確認してもらい作成した。また、積極的に地域の高齢者にポスティングを行うなど地域包括支援センターを周知することができたため、自己評価、市評価ともに「◎」となった。

c 今後の取組

各地域包括支援センターが行っている取組について、すべての地域包括支援センターで情報を共有することで、更なる運営体制の向上に努めていく。

2：介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の運動機能や栄養状態といった特定した機能の改善だけを目指すものではなく、高齢者の心身機能の改善や環境調整などを通じて、できる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援する。高齢者の生きがいや自己実現のための取組を総合的に支援することによって、生活の質の向上を目指す。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価					市評価						
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
自立支援型のケアマネジメント	2.33	2	1	0	0	2.67	2.33	2	1	0	0	2.67
介護予防普及啓発	2.33	1	2	0	0	2.33	2.33	1	2	0	0	2.33

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

b 評価根拠・分析

「自立支援型のケアマネジメント」については、令和2（2020）年度から新規で開催した自立支援型ささえ愛会議において、地域包括支援センターが事例を提供したり、オンライン開催の中でグループワークを行い、自立支援に着目したファシリテーションを行えたことから、自己評価、市評価ともに「◎」とした。

また、「介護予防普及啓発」について、令和3（2021）年度から開始した、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、市と地域の通いの場の橋渡し役を担い、スムーズに事業が開始できるよう協力した地域包括支援センターがあったことから、地域包括支援センター、市ともに評価が高くなった。

c 今後の取組

自立支援型ささえ愛会議を継続的に開催し、多職種で高齢者のセルフケアを促すケアマネジメントの視点を持つことにより、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

また、介護予防普及啓発は、高齢者の保健と介護予防の一体的実施事業を本格的に始めるに当たり、通いの場に参加している高齢者と市を繋げる役割を担う。

d 評価「◎」事例紹介

取組事例 1
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を始めるに当たり、地域包括支援センターが市を通いの場に繋げた。市は参加者に対して、フレイル予防と健康的な食生活の指導及び握力測定を実施し、地域包括支援センターは当日も一緒に立ち合い、参加者のフォローを行った。
結果→令和3（2021）年度はモデルケースとして取組を行い、令和4（2022）年度はすべての日常生活圏域で活動することとなった。

3：総合相談支援業務

高齢者一人一人にどのような支援が必要かを把握し、初期段階での相談対応、専門的・継続的な相談支援及び地域の高齢者の実態把握等を行うことにより、地域における適切なサービス、関係する機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

a 評価結果

評価項目(中項目)	自己評価						市評価						
	R2	R3					R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	平均	◎	○	△	×	平均	
実態把握	2.67	1	2	0	0	2.33	2.67	0	3	0	0	2	
総合相談支援	総合的相談と継続支援	2.17	1	2	0	0	2.33	2	0	3	0	0	2
	ワンストップ拠点の機能	2	1	2	0	0	2.33	2	0	3	0	0	2
相談事例の報告	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2	

(◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出)

b 評価根拠・分析

「実態把握」について、ひとり暮らし高齢者を中心に、積極的な訪問活動を行い、必要なサービスにつなぐことができた。昨年度同様の活動が行えていることから、市は○と評価した。

「相談事例の報告」について、地域包括支援センターから毎月、市に対して相談件数等の活動を報告し、市と情報共有することができた。

c 今後の取組

引き続き、ひとり暮らし高齢者等の実態を把握するため、家庭訪問を中心に地域へ出向くことで、問題を抱える高齢者本人や家族の早期発見・早期支援に繋げていく。

他にも、民生委員や関係機関等、地域のネットワークを活かしながら情報を収集していく。

4：権利擁護業務

地域生活に困難を抱えた高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるようにするため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用するなど、専門的・継続的な視点からの支援により高齢者の生活の維持を図る。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価					市評価						
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
成年後見制度等の活用促進	3	1	1	1	0	2	3	1	2	0	0	2.33
老人福祉施設等への措置の支援	2	1	2	0	0	2.33	2	1	2	0	0	2.33
高齢者虐待への対応	2.67	1	2	0	0	2.33	2.67	1	2	0	0	2.33
困難事例への対応	2.67	2	1	0	0	2.67	2.67	1	2	0	0	2.33
消費者被害の防止	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

b 評価根拠・分析

「成年後見制度等の活用促進」について、成年後見支援センターと十分な連携が取れなかったとして自己評価「△」の地域包括支援センターがあったが、業務においては、適切に成年後見制度の活用等、支援することができているため、市評価を「○」とした。

令和3（2021）年度は、高齢者虐待や老人福祉施設等への措置の支援、困難事例の対応件数が増加したが、地域包括支援センターが中心となり、関係機関や市と連携し、速やかに支援を行うことができた。

c 今後の取組

対応困難な事例等が増加しているが、地域包括支援センターの職員が権利擁護の視点を持ち、民生委員や介護支援専門員等、関係機関とネットワークを強化することで問題の早期発見・早期対応に努める。

d 評価「◎」事例紹介

取組事例
高齢者虐待において、親族、警察、市等と連携を図り、特別養護老人ホームの協力も得て、措置入所の支援を行った。
結果→被虐待者の身の安全を確保し、安心して生活できるよう支援ができた。

5：包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主治医、介護支援専門員などとの多職種協働や地域の関係機関との連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じ、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する支援（日常的個別指導・相談や支援困難事例等への指導・助言など）や地域における連携・協働の体制づくり（介護支援専門員のネットワークの形成など）を行う。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価						市評価						
	R2	R3					R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均		
包括的・継続的なケア体制の構築	2	1	2	0	0	2.33	2	1	2	0	0	2.33	
介護支援専門員 に対する支援	日常的な個別指導や支援	2.33	0	3	0	0	2	2.33	0	3	0	0	2
	事例検討・研修機会の提供	2.67	1	2	0	0	2.33	2.67	1	2	0	0	2.33
	困難事例等への助言	2.33	2	1	0	0	2.67	2.33	2	1	0	0	2.67
地域住民に対する啓発	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2	

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

b 評価根拠・分析

「包括的・継続的なケア体制の構築」について、各医療機関に連絡しながら、病院窓口の一覧表を作成し、市内の居宅介護支援事業所にも一覧表を配布するなど、ケア体制の構築を図ることができたため、自己評価、市評価ともに前年度を上回った。

「事例検討・研修機会の提供」としては、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が中心となり、事例検討会のファシリテーターを行うなどケアマネ連絡会を支援することができた。

「困難事例等への助言」について、介護支援専門員から相談が入った場合は、積極的にささえ愛会議の開催を提案し、課題の共有や役割分担を図ることができた。

c 今後の取組

困難事例は年々増加しているため、介護支援専門員から相談を受けた場合には、引き続き、ささえ愛会議等を開催することで、顔の見える関係の強化に努めながら、介護支援専門員へのサポート及び地域ネットワークの構築強化を目指す。

d 評価「◎」事例紹介

取組事例
介護支援専門員から相談を受け、ささえ愛会議の調整及び開催した。
結果→地域とのネットワーク構築や問題の共有を行い、役割を分担することができた。

6：在宅医療介護連携推進事業

在宅医療と介護の連携を推進する役割を担う、在宅医療介護連携推進員を配置し、介護サービス事業者や在宅医療を提供する医療機関及びその他関係者の連携を推進する。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価					市評価						
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
在宅医療介護連携推進員の配置	2.33	2	1	0	0	2.67	2.33	3	0	0	0	3
医療との連携	2	2	1	0	0	2	2	3	0	0	0	3
在宅医療介護連携推進拠点との連携	2	1	2	0	0	2.33	2	1	2	0	0	2.33
在宅医療介護連携の相談窓口との連携	1.67	1	2	0	0	2.33	2	1	2	0	0	2.33

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

※在宅医療介護連携推進拠点・・・みよし市民病院

※在宅医療介護連携の相談窓口・・・在宅相談ステーション

b 評価根拠・分析

「在宅医療介護連携推進員の配置」については、市内の調剤薬局を訪問したり、人生会議普及啓発を目的とした図書館特集コーナーを設けた際には、すべての推進員が協力的に行動することができた。

「医療との連携」については、豊田厚生病院とオンラインを活用した、交流会を開催し、相互の役割を知ることで、更なる連携の強化を図ることができた。

これらを踏まえて、市はすべての地域包括支援センターを「◎」と評価した。

c 今後の取組

地域包括ケア推進会議の下部組織である医療介護連携作業部会にて、在宅医療介護の連携について、現状の課題から必要な施策を検討するとともに、地域に住む人が住み慣れたところで安心して療養生活をおくることができるよう、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターとも協働しながら、連携体制を構築する。

また引き続き、在宅医療介護連携強化型であるみなよし地域包括支援センターについては、在宅医療介護連携推進拠点であるみよし市民病院や地域のクリニックを含む市全体の医療との連携についてリーダーシップを発揮していけると良い。

d 評価「◎」事例紹介

取組事例
令和3（2021）年度から人生会議の普及啓発強化週間を設けた際、在宅医療介護連携推進員が中心となり、みよし市立中央図書館に特集コーナーを作った。
結果→多くの人に人生会議という言葉を目にする機会を作ることができた。

7：生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援サービスの提供体制を構築するため、市全域の生活支援サービスの開発や普及、さらに基礎整備を推進する第1層生活支援コーディネーターと連携を図りながら、日常生活圏域における支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、生活支援サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実と強化を図る。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価					市評価						
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
第1層生活支援コーディネーターとの連携	2	1	2	0	0	2.33	2	0	3	0	0	2
第1層生活支援体制協議体への参加	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2
第2層生活支援コーディネーターの配置	2.67	1	2	0	0	2.33	2.67	2	1	0	0	2.67

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

b 評価根拠・分析

「第2層生活支援コーディネーターの配置」については、令和2（2020）年度から始まったごみ出し支援について、ごみ出しに困っている高齢者のニーズを把握し、第1層生活支援コーディネーターと協力し、ボランティアをマッチングした。他にも、移動スーパーの調整等、第2層協議体の支援を行い、新たな活動につなげられた地域包括支援センターがあった。

c 今後の取組

今後も地域の支援ニーズやサービスについての情報収集をするとともに、第1層生活支援コーディネーターと積極的に連携し、地域の居場所の発掘や開発を進めながら、市民が住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるようなサービス提供体制を構築する。

また、生活支援体制整備強化型であるなかよし地域包括支援センターについては、さらにリーダーシップを発揮し、第1層生活支援コーディネーターや他の第2層生活支援コーディネーターと連携を取りながら、生活支援体制の整備に取り組んでいけると良い。

8：認知症総合支援事業

認知症の人やその家族のニーズの把握、認知症に関する広報・啓発活動及び関係機関との連携などを行う。また、地域での見守り体制を構築する。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価					市評価						
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の推進	2.33	1	2	0	0	2.33	2.33	1	2	0	0	2.33
認知症地域支援推進員の配置	2.33	3	0	0	0	3	2.33	3	0	0	0	3
認知症初期集中支援チームとの連携	2.33	0	3	0	0	2	2.33	0	3	0	0	2

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

b 評価根拠・分析

「認知症地域支援推進員の配置」について、市内初となるチームオレンジの立ち上げ支援やアルツハイマー月間に合わせて、認知症の普及啓発を図るため、みよし市立中央図書館で特集コーナーを設けた。

新たな活動となったため自己評価、市評価ともに「◎」と評価した。

c 今後の取組

日常的な相談業務や認知症サポーター養成講座等を通し、地域との連携を強化して認知症への理解を深めることで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるよう取り組む。

また、積極的に認知症初期集中支援チームを活用するなど、支援が必要な人を早期受診・早期治療につなげる。

さらに、認知症カフェの立ち上げや開催についての支援を行うことで、認知症の人やその家族が安心して過ごせる場を増やしていく。

認知症予防・普及啓発強化型センターであるきたよし地域包括支援センターについては、さらにリーダーシップを発揮し、認知症施策に取り組んでいけると良い。

9：地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法である。地域包括支援センターは、個別の地域ケア会議（ささえ愛会議）を開催し、そこから導き出された地域の課題を、市全体の課題として必要施策につなげる。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価						市評価					
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
ささえ愛会議の開催	2.67	1	2	0	0	2.33	2.67	1	2	0	0	2.33
地域包括ネット会議の開催	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2
地域包括ケア推進会議への出席	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

b 評価根拠・分析

「ささえ愛会議の開催」について、各地域包括支援センターが積極的に開催することができた。前年度に比べ、2倍近くのささえ愛会議を開催することができた地域包括支援センターがあることから、自己評価、市評価ともに「◎」とした。

会議の中で多職種と連携し、個別事例の課題整理や役割分担を行うことで、高齢者の見守りネットワークを構築することができた。

c 今後の取組

個別の課題を整理し、支援体制を構築するためにささえ愛会議の開催が有効であることから、引き続き支援者とともに取り組んでいく。

また「地域包括ケア推進会議への出席」については、会議へ出席し、地域課題等を発信することで必要な施策へつなげていく。

10：多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアシステム構築を実現するためには、地域住民等によるインフォーマル活動と介護保険等の公的サービスが有機的に連携し、包括的・継続的なサービス提供体制を整える必要がある。また、医療と介護が連携し、切れ目ないサービス提供体制が構築されることも求められている。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価						市評価					
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
地域包括ケアシステム構築	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2
地域における関係機関、関係者のネットワーク	2.33	1	2	0	0	2.33	2.33	1	2	0	0	2.33

(◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出)

b 評価根拠・分析

「地域における関係機関、関係者のネットワーク」について、ささえ愛会議を開催する際、関係機関のみではなく、民生委員等とも事前調整を行った地域包括支援センターがあったため、前年度と同様の評価とした。

c 今後の取組

ネットワークを構築するため、引き続き、各地域で活動している関係者等と連携し、地域包括ケアシステムの構築を図っていく。

11：任意事業

地域支え合い体制づくり事業として、行方不明者対策（みよし安心ネット配信、あいちオレンジネットワーク、行方不明高齢者捜索模擬訓練）や認知症サポーターキャラバン事業等を実施している。地域包括支援センターは、これらの事業について、市と連携しながら事業を効果的に進めていく。

a 評価結果

評価項目（中項目）	自己評価					市評価						
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
地域支え合い体制づくり事業との連携	2.33	2	1	0	0	2.67	2.33	2	1	0	0	2.67
認知症サポーターキャラバン事業との連携	2.33	1	2	0	0	2.33	2.33	1	2	0	0	2.33

（◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出）

b 評価基準・分析

「地域支え合い体制づくり事業との連携」については、昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった、行方不明高齢者捜索模擬訓練を2つの行政区で開催することができた。その際、行政区と連携し企画準備ができた地域包括支援センターがあったことから、自己評価、市評価ともに「◎」の評価となった。

「認知症サポーターキャラバン事業との連携」については、事務局と協力し、新たなキャラバンメイトの人材育成を行うことができた。

c 今後の取組

引き続き、市と協働で行方不明高齢者捜索模擬訓練等、地域での事業を進めていく。

d 評価「◎」事例紹介

取組事例1
令和2（2020）年度に開催できなかった行方不明高齢者捜索模擬訓練について、行政区や豊田警察署等とも連携し、実施した。
結果→地域で行方不明高齢者が発生した場合の支援体制を確認することができた。

12 : 市との連携

地域包括支援センターの業務は多岐にわたるため、困難事例の対応等でふくしの窓口をはじめとする、市関係部署との連携が必要不可欠である。

また、地域の身近な支援者として、市の公的福祉サービスに係る申請等の代行を行う。

a 評価結果

評価項目(中項目)	自己評価					市評価						
	R2	R3				R2	R3					
	平均	◎	○	△	×	平均	◎	○	△	×	平均	
市関係部署との連携	2	0	3	0	0	2	2	0	3	0	0	2
公的福祉サービス	2.33	0	3	0	0	2	2.33	0	3	0	0	2

(◎3点・○2点・△1点・×0点として、最終評価の平均値を算出)

b 評価基準・分析

「市関係部署と連携」については、ふくしの窓口をはじめ、事例に応じた市関係部署との連携を図ることができていることから、自己評価、市評価ともに「○」と評価した。

また「公的福祉サービス」については、どの地域包括支援センターも適切に支援を行っていることから、自己評価、市評価ともに「○」と評価した。

c 今後の取組

支援が必要な事例について、問題が多様化しており、その問題も多岐にわたるため、地域包括支援センターのみで対応が困難な事例については、引き続き、ふくしの窓口をはじめとした市関係部署とも連携を図ることで、適切な支援を行っていく。

(6) 各地域包括支援センターの市総評

きたよし地域包括支援センター

コロナ渦で活動が制限される中、認知症予防・普及啓発強化型センターとして、リーダーシップをとり、みよし市で初めてとなるチームオレンジの立ち上げを支援することができた。この活動では、生活支援体制整備事業や在宅医療介護連携推進事業が連携する形で、地域住民と一緒に進めることができた。

その他の事業においても、責任を持ち業務を行うことができた。

なかよし地域包括支援センター

支援が困難になる事例が増える中で、必要に応じてささえ愛会議の開催を調整し、多職種で情報共有や課題の整理を行うことができた。高齢者虐待で市が、虐待を受けた高齢者を特別養護老人ホームに措置した際も、市とも連携を図り支援にあたることができた。

生活支援体制整備事業についても、引き続き、リーダーシップを発揮し、第1層生活支援コーディネーターや他第2層生活支援コーディネーターと連携を図ることを期待する。

みなよし地域包括支援センター

昨年度に引き続き、今年度もコロナ渦で活動が制限される中、新規事業となる地域リハビリテーション活動支援事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業においては、直営地域包括支援センターとして、モデルとなる事例や地域の調整を行い、市の事業に協力することができた。また、在宅医療介護連携の強化型地域包括支援センターとして、令和3（2021）年度から新たに取組んだ人生会議の普及啓発について、広報誌特集ページの寄稿や図書館特集コーナーの設置に協力し、人生会議について市民が知り、考えるきっかけを作ることができた。

令和 3（2021）年度
みよし市 地域包括支援センター運営方針

令和 3（2021）年 4 月
みよし市福祉部長寿介護課

《 目 次 》

I	方針策定の趣旨	P 1
II	地域包括支援センターの意義・目的	P 1
III	基本的な運営方針	P 1
	<u>地域包括ケアシステムの深化</u>	P 1
IV	運営における基本となる視点	P 1～2
	(1) 「公益性」の視点	
	(2) 「地域性」の視点	
	(3) 「協働性」の視点	
V	業務推進の指針	P 2～4
	(1) 事業計画の策定	
	(2) 名称・設置場所・担当地域	
	(3) 職員の姿勢	
	(4) 職員の資質向上	
	(5) 地域との連携	
	(6) 個人情報の保護	
	(7) 守秘義務	
	(8) 広報活動	
	(9) 苦情対応	
	(10) 公正・中立性の確保	
	(11) 相談体制	
VI	職員体制	P 4
VII	包括的支援事業	P 4
1	介護予防ケアマネジメント業務	P 4
	【法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ】	
	(1) 自立支援型のケアマネジメント	
	(2) 介護予防普及啓発	
2	総合相談支援業務	P 5
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号】	
	(1) 実態把握	
	(2) 総合相談支援	

	(3) 相談事例の報告	
3	権利擁護業務・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5～6
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号】	
	(1) 成年後見制度の活用促進	
	(2) 老人福祉施設等への措置の支援	
	(3) 高齢者虐待への対応	
	(4) 困難事例への対応	
	(5) 消費者被害の防止	
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務・・・・・・・・	P 6
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号】	
	(1) 包括的・継続的なケア体制の構築	
	(2) 介護支援専門員に対する支援	
	(3) 地域住民に対する啓発	
5	在宅医療介護連携推進事業・・・・・・・・	P 6～7
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号】	
	(1) 在宅医療介護連携推進員の配置	
	(2) 医療との連携	
	(3) 在宅医療介護連携推進拠点との連携	
	(4) 在宅医療介護連携の相談窓口との連携	
6	生活支援体制整備事業・・・・・・・・	P 7
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号】	
	(1) 第 1 層生活支援コーディネーターとの連携	
	(2) 第 1 層生活支援体制協議体への参加	
	(3) 第 2 層生活支援コーディネーターの配置	
7	認知症総合支援事業・・・・・・・・	P 8
	【法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号】	
	(1) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	
	(2) 認知症地域支援推進員の配置	
	(3) 認知症初期集中支援チームとの連携	
8	地域ケア会議推進事業・・・・・・・・	P 8
	【法第 115 条の 48】	
	(1) <u>みよしささえ愛</u> 会議（個別ケース会議）の開催	
	(2) 地域包括ネット会議の開催	
	(3) 地域包括ケア推進会議への出席	
9	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・・・・・・・・	P 9
	(1) <u>地域包括ケアシステムの深化</u>	
	(2) 地域における関係機関、関係者のネットワークについて	

VIII	その他	P 9
1	任意事業	P 9
	(1) 地域支え合い体制づくり事業との連携	
	(2) 認知症サポーターキャラバン事業との連携	
2	市との連携	P 9～10
	(1) 市関係部局（「ふくしの窓口」含む）との連携方針	
	(2) 公的福祉サービス	
	(3) 災害時対応	

I 方針策定の趣旨

この「みよし市地域包括支援センター運営方針」は、みよし市（以下「市」という。）における地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の効果的かつ円滑な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する」（介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第1項）ことを目的に設置しています。

センターには、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行う地域包括ケアの実現のための中心的な役割を果たし、公正・中立に業務を行うことが求められています。

III 基本的な運営方針

地域包括ケアシステムの深化

市では、「みよし市福祉・医療・介護長期構想」において、全ての人々が「生まれてからずっと、安心して暮らせるまち」を長期のビジョンとして“みよし市版地域包括ケアシステム”の構築を目指しており、第8期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画中も深化を進めてまいります。①セルフケアを推進し、健康長寿を目指す、②地域の助け合いで、安心な生活を目指す、③福祉、医療、介護の連携を目指す、の3つの柱を掲げ、センターを中心に、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

IV 運営における基本となる視点

業務を実施するに当たっては、「みよし市自治基本条例」を遵守するとともに、以下の3つの視点に特に配慮することが求められます。

（1）「公益性」の視点

①センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であるため、公正で中立性の高い事業運営を行います。

②センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

（2）「地域性」の視点

①センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

②センターは、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）等を通じて、地域住民や関係

団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け、センターとして積極的に取り組みます。

(3) 「協働性」の視点

- ①センターは、専門職が縦割りで業務を行うのではなく、互いの専門性を理解し、情報共有し、助け合い、業務全体を「チーム」で行います。また、地域の保健、医療、福祉の専門職やボランティア、NPO、民生委員等の関係者と連携・協働の支援体制を構築します。
- ②センターは、市内の共通の課題等において、他のセンターと情報共有に努め、相互に連携して対応します。また、各センターが強化業務として取り組む事項においては、リーダーシップを発揮し、他のセンターを支援します。

V 業務推進の指針

(1) 事業計画の策定

センターは、業務を遂行するために、センターの目的や運営方針に沿った年間の事業計画を作成します。その際、センター職員全員で協議することとし、担当地域の特性、実情等を踏まえた重点目標を含む計画として作成します。

また、作成に当たっては市と協議し、それを踏まえた計画を作成します。

(2) 名称・設置場所・担当地域

センターの名称、設置場所、担当地域については、別表1を参照します。

センター内に設置する執務室については、地域住民、介護支援専門員等の多様な関係者がアクセスしやすいように配置する必要があります。また一方では、センターは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理に万全を期す必要があります。センターが有する様々な情報が業務と関係ない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れないようにすることが求められます。なお、併設する事業所の職員から容易に閲覧できないような工夫も必要となります。これらを踏まえ、以下の2点に留意します。

- ①執務室は、必要な職員が業務を行うのに支障のないスペースを確保し、市から貸与する電算機器等を適切に配置します。
- ②来所される利用者等のプライバシーが確保されるよう、相談室を設置します。

(3) 職員の姿勢

- ①常に利用者、当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。
- ②事業計画や重点目標の進行管理を意識するとともに、今あるものを進化させていくイメージを持ちながら業務を行い、PDCAサイクルの考え方のもと、計画、評価

を行っていきます。

③市の支援、指導の内容により、随時、センターの業務改善を図ります。

(4) 職員の資質向上

センター職員は、相談やケアマネジメントに関する技術の向上、権利擁護や認知症等の知識の習得を積極的に行い、各職員が習得、獲得した知識等は、職員間で共有し、センター全体としてスキルアップを図ります。

(5) 地域との連携

地域ケア会議等を活用し、地域との連携推進に積極的に取り組みます。

(6) 個人情報の保護

センターは、高齢者等の個人情報を幅広く知り得る立場にあります。さらに、その情報の記録媒体は、紙、電子等多様化しており、その情報管理には万全を期す必要があります。

個人情報の取扱いについては、「みよし市個人情報保護条例」その他関係法規等を遵守して行います。電子媒体による情報の管理については、別紙「システム使用と個人情報の取扱いについて」を参照します。

また、センターは、個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置するとともに、個人情報の持ち出しや、開示をする場合は、管理簿等への記載と確認をし、個人情報の管理を行います。

(7) 守秘義務

センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。

(8) 広報活動

センターの業務を適切に実施していくために、地域住民等にセンターの業務への理解と協力を得るため、様々な機会を捉えて周知活動を行います。

(9) 苦情対応

センターは、苦情対応体制を整備し、苦情の内容や苦情への対処経緯の記録を残します。また、苦情受付の担当者と責任者を市民にわかるように示す必要があります。

(10) 公正・中立性の確保

公正と中立性の確保のために、センターの責務として、以下の項目に留意し業務を行います。

- ①要介護者への介護サービス事業所、介護支援専門員等の紹介を公正・中立に行うこと。原則として、紹介の経緯（理由等）を相談記録に残すこと。
- ②介護予防支援の委託先が、特定の居宅介護支援事業所に偏らないこと。

(11) 相談体制

夜間・早朝・休日の窓口（連絡先）を設置する又は携帯電話等へ電話転送を行うようにし、24時間、365日相談に応じる体制をとります。また、パンフレットやホームページ等で市民に周知します。

VI 職員体制

センターは、「みよし市地域包括支援センターの職員に関する基準等を定める条例」に基づき専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）を必要な人数配置します。詳細は別表2を参照します。

VII 包括的支援事業

1 介護予防ケアマネジメント業務【法第115条の45第1項第1号ニ】

(1) 自立支援型のケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活するためには、高齢者本人が自立して生活できる身体状態の維持・改善、生活環境の整備、支援体制の調整が必要となります。セルフケアを促す自立支援型のケアマネジメントを行います。

(2) 介護予防普及啓発

高齢者に対し介護予防についての普及啓発を行い、介護が必要な状態にならないように、元気なうちから介護予防に取り組む人を増やします。また、市が実施する介護予防への取組について、効果的な取組となるように市とセンターで協働していきます。

2 総合相談支援業務【法第115条の45第2項第1号】

(1) 実態把握

実態把握とは、様々な手段（来所相談、家庭訪問等）により、担当地域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態を把握することを指します。これにより、地域に顕在化する課題や、潜在的なニーズを早期に発見し、対応することができるように取組みます。

(2) 総合相談支援

総合相談は、地域に住む高齢者に関する様々な相談を受止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じてセンターの業務に継続していきます。

地域包括ケアとしての継続支援の入り口となるのが総合相談です。センターは、相談するとあらゆるサービスの調整まで可能となるワンストップ拠点としての機能を果たします。ワンストップの調整の過程において、必要に応じて、市のふくしの窓口や長寿介護課が後方支援をします。

総合相談は、初動時の受付を担当地域に限定してしまうと相談者の利便性を損なうため、担当地域外の相談者についてもインテークとして相談を受け付け、当該相談者の居住地を担当するセンターにつなぎます。

また、介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応も行います。

(3) 相談事例の報告

相談事例については、分類方法を市と共有し、相談件数や相談内容を記録に残し、毎月、市に報告します。

3 権利擁護業務【法第115条の45第2項第2号】

権利侵害行為の対象となっていたり、なりやすい高齢者あるいは自ら権利主張や行使をすることができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行います。

(1) 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法律行為等の支援のため成年後見制度が活用できるように支援します。ケースによっては、日常生活自立支援事業の活用や成年後見支援センターとの連携も視野に入れ対応します。

(2) 老人福祉施設等への措置の支援

高齢者虐待等から保護するためや判断能力が著しく低下した高齢者の法律行為の支援等のために老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図ります。

(3) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待（疑いを含む）の事例を発見又は通報を受理した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「みよし市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに市と連携を図り、適切に対応します。

(4) 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否がある、既存のサービスでは適切なものがない等）を発見した場合は、センターの各専門職が連携し、対応策を検討した上で、関係機関とも連携し支援します。また、**みよしささえ愛会議**（個別ケース会議）の活用も検討します。

(5) 消費者被害の防止

消費者被害情報の把握に努め、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援します。また、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口や警察等と連携し対応します。なお、消費者被害に関する情報は、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等に情報提供し、他の支援者と協力しながら対応します。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務【法第115条の45第2項第3号】

(1) 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅、施設を問わず、地域で高齢者が安心して生活できるよう、包括的・継続的なケア体制を構築することが求められます。そのため、医療機関や介護支援専門員、その他多様な関係機関と連携・協力体制を整備します。

(2) 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対する支援としては、「ア．日常的な個別指導・支援」、「イ．事例検討、研修機会の提供」、「ウ．困難事例等への指導・助言」が挙げられます。アとウについては、対象となる高齢者の居住地を担当するセンターが担当し、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき**みよしささえ愛会議（個別ケース会議）**を開催します。イについては、「みよし市ケアマネジャー連絡会」と連携を図り、「みよし市地域包括ネット会議」を活用しながら実施します。

(3) 地域住民に対する啓発

介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防、自立支援に関する意識の共有を図るための啓発を行います。

5 在宅医療介護連携推進事業【法第115条の45第2項第4号】

(1) 在宅医療介護連携推進員の配置

各センターに、在宅医療と介護の連携を推進する役割を担う在宅医療介護連携推進員（以下「医介連携推進員」という。）を配置します。医介連携推進員は、個人として役割を担うのではなく、医介連携推進員として配置された職員を中心に、センターの各専門職、第2層生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と協働して取り組みます。

(2) 医療との連携

センターは、医療関係者と合同の事例検討会や講演会、勉強会等に参加し連携を図ります。

(3) 在宅医療介護連携推進拠点との連携

在宅医療介護連携推進拠点は、在宅医療介護連携を目的として、みよし市民病院を中核拠点として設置します。各センターは、在宅医療介護連携推進の地域の拠点であり、中核拠点であるみよし市民病院と連携を図ります。みなよし地域担当のセンターは、医療と介護の連携や認知症初期集中支援チーム等を中心に在宅医療と介護の連携を強化したセンターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮します。

(4) 在宅医療介護連携の相談窓口との連携

センターは、在宅医療と介護の連携についての相談窓口である在宅医療サポートセンター（豊田加茂医師会館内）と連携を図ります。

6 生活支援体制整備事業【法第115条の45第2項第5号】

(1) 第1層生活支援コーディネーターとの連携

第1層生活支援コーディネーター（以下「第1層コーディネーター」という。）は、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が担うため、生活支援サービスの把握、開発等において連携を図ります。なかよし地域担当のセンターは、3つのセンターの中で最も連携が図りやすい立場にあるため、特にこの機能が強化されたセンターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮します。

(2) 第1層生活支援体制協議体への参加

第1層生活支援体制協議体（以下「第1層協議体」という。）は、その連絡調整等を社協が担うため、第1層協議体への参加等の協働体制を整えます。

(3) 第2層生活支援コーディネーターの配置

第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域ごとに配置し、センターと十分に連携を図ることとされています。十分な連携という観点から、センター内に配置することとし、各センターと第1層コーディネーターとの連携や高齢者のニーズとのマッチング等を行います。また、第2層協議体の開催支援においても協力して行います。

7 認知症総合支援事業【法第115条の45第2項第6号】

(1) 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

センターは、介護・福祉行政の最前線であることに鑑みて、認知症施策においても中心的な役割を担います。国において策定された認知症施策推進大綱の積極的推進を図ります。きたよし地域担当のセンターは、認知症カフェの先駆者であり、認知症サポーター養成の取組の事務局としての実績を有することなどから、認知症予防・普及啓発の強化型センターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮します。

(2) 認知症地域支援推進員の配置

(1)の考え方にに基づき、その推進役である認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）をセンター内に配置します。センターに配置される推進員は、市やみよし市民病院に配置されている推進員と十分連携を図りながら、認知症施策の推進の中心的な役割を担います。また、認知症カフェや認知症ケアパスの普及においては、積極的な協力を行います。

(3) 認知症初期集中支援チームとの連携

センター職員は、担当地域の高齢者に対して市が設置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）が活動する場合には、その活動を多面的に支援します。また、センターに配置される推進員は、対象者の居住地等を問わず、チーム員会議の出席等により支援チームと協働します。

8 地域ケア会議推進事業【法第115条の48】

(1) みよしささえ愛会議（個別ケース会議）の開催

センターは、「みよしささえ愛会議運営マニュアル」に基づき、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を目的として、みよしささえ愛会議（個別ケース会議）を主催します。また、会議においては、多職種と連携して、自立支援、重度化防止等に関する観点から、個別事例の検討を行い、支援策を講じます。

(2) 地域包括ネット会議の開催

みよし市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成27年10月7日）に基づき市と協働で会議を開催し、適正に運営を行います。

(3) 地域包括ケア推進会議への出席

センター職員は、地域包括ケア推進会議に出席し、介護・福祉行政の最前線として活動することで得られる地域の課題等を発信する等により、市の地域包括ケアシステムの構築の推進を図ります。

9 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

(1) 地域包括ケアシステムの深化

地域包括ケアシステム構築し、深化を進めるためには、地域住民等によるインフォーマルな活動と、介護保険等の公的サービスが有機的に連携し、包括的・継続的なサービス提供体制が整う必要があります。また、医療と介護が連携し、切れ目ないサービス提供体制が構築されることも求められています。

これらを実現させるため、センターは、担当地域内におけるネットワークの構築を進めます。それを基盤として、市とセンターは協働により、市全体のネットワークを形成していきます。

(2) 地域における関係機関、関係者のネットワークについて

地域における関係機関、関係者のネットワークについては、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップ又はリストで管理します。また、民生委員やいきいきクラブといった地域に根ざした関係者と連携をとり、地域で支え合える体制づくりを進めます。

Ⅷ その他

1 任意事業

(1) 地域支え合い体制づくり事業との連携

市は、地域支え合い体制づくり事業として、行方不明者対策（みよし安心ネット配信、あいちオレンジネットワーク、行方不明高齢者搜索模擬訓練）と緊急通報システム事業を実施しています。行方不明高齢者搜索模擬訓練は、実施地区を担当するセンターが中心となり、行政区又はコミュニティを単位として、年1回、効果的な訓練を実施します。

(2) 認知症サポーターキャラバン事業との連携

認知症サポーターキャラバン事業の事務局は、きたよし地域のセンターを担う社会福祉法人翔寿会が担います。事務局は、他のセンターと市、市内のキャラバン・メイトと協働して活動できる体制整備を行います。センター職員は、キャラバン・メイトとして活動できるよう準備し、必要に応じて講座の開催等を行います。

2 市との連携

(1) 市関係部局（福祉総合相談センター「ふくしの窓口」含む）との連携方針

センターの業務は多岐にわたるため、市の多くの部局と関係しています。困難事例の対応等で迅速に対応できるよう市の関係部局と連携が図れる体制を整備することが求められます。各センターを支援するため、市は各センターとの連絡調整、後方支援

を行います。福祉全般を総合的に支援するため、福祉部内に設置されている福祉総合相談センター（ふくしの窓口）も有効活用します。

また、市とセンターとの定期的な情報共有、意見交換の場として、地域包括ネット会議を活用します。

（2）公的福祉サービス

センターは、市が実施する福祉サービスに係る申請等を代行できるものとします。代行できる手続は、以下に挙げる事業とします。

- ①要介護認定申請・基本チェックリスト受付
- ②高齢者配食サービス事業
- ③ねたきり高齢者等床ずれ防止用具等利用助成事業
- ④高齢者日常生活用具・住宅改修費支給事業
- ⑤家族介護用品支給事業
- ⑥緊急通報システム事業
- ⑦認知症高齢者等家族支援サービス事業
- ⑧ひとり暮らし高齢者等登録事業
- ⑨ねたきり老人等手当支給事業
- ⑩認知症高齢者等あんしん補償事業

（3）災害時対応

センターは、災害が発生した際は、市や関係機関と連携をとり、要配慮高齢者の安否確認等を行うとともに、災害発生後1週間を目途にセンターの運営を再開します。

別表1 センターの名称・設置場所・担当地域一覧

	名称	設置場所	担当地域
①	きたよし地域包括支援センター 【認知症予防・普及啓発強化型】	福谷町寺田4番地	きたよし・おかよし地域 (三好丘、北中学校区)
		33-0791	
②	なかよし地域包括支援センター 【生活支援体制整備強化型】	三好町陣取山39番地5	なかよし地域 (三好中学校区)
		34-6811	
③	みなよし地域包括支援センター 【医療介護連携強化型】	三好町八和田山15番地	みなよし地域 (南中学校区)
		33-3502	

別表2 センターの職員体制一覧

	センター名	必要職種	必要数(配置基準)
①	きたよし 地域包括支援センター	保健師	1.0人(Aのみ)
		社会福祉士	1.0人(Aのみ)
		主任介護支援専門員	1.0人(Aのみ)
		第2層生活支援コーディネーター	1.0人(A、B、C、D)
		認知症地域支援推進員	0.5人(A、B、C、D)
		在宅医療介護連携推進員	0.5人(A、B、C、D)
②	なかよし 地域包括支援センター	保健師	1.0人(Aのみ)
		社会福祉士	1.0人(Aのみ)
		主任介護支援専門員	1.0人(Aのみ)
		第2層生活支援コーディネーター	1.0人(A、B、C、D)
		認知症地域支援推進員	0.5人(A、B、C、D)
		在宅医療介護連携推進員	0.5人(A、B、C、D)
③	みなよし 地域包括支援センター	保健師	1.0人(Aのみ)
		社会福祉士 又は主任介護支援専門員	1.0人(Aのみ)
		第2層生活支援コーディネーター	1.0人(A、B、C、D)
		認知症地域支援推進員	0.5人(A、B、C、D)
		在宅医療介護連携推進員	0.5人(A、B、C、D)

別表3 配置基準

区分	専従	兼務
常勤	A	B
非常勤	C	D

別表4 用語の定義

常勤	雇用形態に関わらず、当該法人において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（下限は、32時間）に達していることをいうものとする。
非常勤	当該法人における勤務時間が「常勤職員の勤務時間数」に満たない場合は、全て「非常勤」とする。当該法人において「正規職員」であっても、当該事業の他の事業に兼務する場合は「非常勤」である。
専従	当該業務を専ら担当していることをいう。この場合において「専ら担当している」とは、その他の業務の兼務が認められないものとし、その就業時間の全てにおいて、当該業務に従事している必要があるものとする。
兼務	当該事業所の他の職種又は同一法人の他の事業所の職務に従事している場合を兼務とする。 ただし、原則、本方針においては、同一法人の他の事業所の職員の兼務については、認められない。 例) 認知症地域支援推進員と指定介護予防支援事業所の職務→可 在宅医療介護連携推進員と地域包括支援センターの職務→可 第2層生活支援コーディネーターと同一法人の通所介護事業所の職務→不可 第1層と第2層の生活支援コーディネーター→不可

別表5 必要職種の定義

保健師	保健師資格を有する者。ただし、経験のある看護師は準ずる者として可とする。（准看護師を除く。）この場合において、「経験のある」とは、地域保健又は在宅看護等を指すものである。
社会福祉士	社会福祉士資格を有する者
主任介護支援専門員	主任介護支援専門員の資格を有する者。ただし、有効期限が満了していないものに限る。
第2層生活支援コーディネーター	資格要件は設けないが、多様な理念を持つ地域の団体等との連絡調整が行える者であり、かつ、公平・中立な立場で活動を行うことができる者
認知症地域支援推進員	看護師や社会福祉士等の医療・介護・福祉の国家資格有資格者で、認知症ケアや認知症に関する内容を含む相談業務に従事した経験を有する者
在宅医療介護連携推進員	看護師、社会福祉士又は介護支援専門員を有しており、医療と介護の両方の用語理解等の知識を持って、双方とコミュニケーションが図れる者

令和3年度みよし市地域包括支援センター事業評価表 参考資料2

地域包括支援センター()
作成者氏名()

評価項目			センター記載欄		市記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価 ◎、○、△、×	補足説明欄 (「◎」「△」「×」の場合の理由や実施内容等をできるだけ具体的に記入してください。)	市評価 ◎、○、△、×	市補足説明欄
運営体制	事業計画の策定	各センターの業務を遂行するために、センターの目的や運営方針に沿った年間の事業計画を作成し、それに基づき、計画的な事業運営を行っている。				
	設置場所等	執務室は地域住民や多様な関係者がアクセスしやすいよう配置し、情報管理にも万全を期している。また、来庁する利用者等のプライバシーが確保されるよう、相談室が設置されている。				
	職員の姿勢	地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭におき、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行している。				
		事業計画や重点目標の進行管理を意識するとともに、今あるものを進化させていくイメージをもちながら業務を行い、PDCAサイクルの考えのもと、計画、評価を行っている。				
		市の支援、指導の内容により、随時センターの業務改善を図っている。				
	職員の資質向上	職員は、相談やケアマネジメントに関する技術の向上、権利擁護や認知症等の知識の習得を積極的に行い、各職員が習得、獲得した知識等は、センターの職員間で共有し、センター全体としてのスキルアップを図っている。				
	地域との連携	地域ケア会議等を活用し、地域との連携推進に積極的に取り組んでいる。				
	個人情報の保護	安心して相談ができるよう、プライバシーが守られるよう配慮されている。				
		個人情報の取り扱いについては「みよし市個人情報保護条例」その他関係法規等を遵守し、厳重に個人情報の保護を図っている。				
		個人情報の保護に関する責任者(常勤)を配置し、相談記録や実績等のデータは厳重に保管・管理されている。				
	守秘義務	センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らさない。				
	広報活動	センターの業務を適切に実施していくために、地域住民等にセンターの業務への理解と協力を得るため、様々な機会を捉えて周知活動を行っている。				
苦情対応	苦情対応体制を整備し、苦情の内容や苦情への対処経緯の記録を残すとともに、苦情受付担当者・責任者を市民に分かるよう示している。					
公正・中立性の確保	各センターの職員は、中立・公平の立場でなくてはならない事を理解して業務を行い、要介護者への介護サービス事業所、介護支援専門員等の公正・中立な紹介や、介護予防支援の委託先が特定の居宅介護支援事業所に偏っていない。					
相談体制	夜間・早朝・休日の窓口(連絡先)を設置する又は携帯電話等へ電話転送を行うようにし、24時間、365日相談に応じる体制をとっている。					
マ介護 業務 予防 メン ケ ア	自立支援型のケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活できるように、セルフケアを促す自立支援型のケアマネジメントを行っている。				
	介護予防普及啓発	高齢者に対し介護予防についての普及啓発を行い、介護が必要な状態にならないように、元気なうちから介護予防に取り組む人を増やしている。また、市が実施する介護予防への取り組みについて、効果的な取り組みとなるよう、市と協働している。				
総合 相談 支援 業務	実態把握	様々な手段により担当地域の高齢者の心身状況や家庭環境等を把握し、地域に顕在化する課題や、潜在的なニーズを早期に発見し、対応することができるように取り組んでいる。				
	総合相談支援	地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローを行っている。				
		相談のワンストップ拠点としての機能を果たし、必要に応じてふくしの窓口や長寿介護課の後方支援を受けながら業務の遂行にあたり、介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応もしている。				
相談事例の報告	相談事例については、分類方法を市と共有し、相談件数や相談内容を記録に残し、毎月、市に報告している。					

【評価項目】◎:十分できた、○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

令和3年度みよし市地域包括支援センター事業評価表

地域包括支援センター()

大項目	中項目	評価項目 小項目	センター記載欄		センター記載欄	
			自己評価 ◎、○、△、×	「◎」「△」「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に記入してください。)	自己評価 ◎、○、△、×	「◎」「△」「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に記入してください。)
権利擁護業務	成年後見制度等の活用促進	認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法律行為等の支援のため成年後見制度が活用できるよう支援している。また、ケースによっては、日常生活自立支援事業や 成年後見支援センター の活用も視野に入れて対応している。				
	老人福祉施設等への措置の支援	高齢者虐待等から保護するためや判断能力が著しく低下した高齢者の法律行為の支援等のために老人福祉法上の措置が必要な場合は、市と連携を図っている。				
	高齢者虐待への対応	高齢者虐待(疑いを含む)の事例を発見又は通報を受理した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「みよし市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに市と連携を図り、適切に対応している。				
	困難事例への対応	困難事例を発見した場合は、センターの各専門職が連携し、対応策を検討した上で、関係機関とも連携し、支援を行っている。				
	消費者被害の防止	消費者被害情報の把握に努め、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口や警察等と連携し対応している。				
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	包括的・継続的ケア体制の構築	医療機関や介護支援専門員、その他多様な関係機関と連携・協力体制の整備を行っている。				
	介護支援専門員に対する支援	日常的な個別指導や支援を行っている。				
		みよし市ケアマネ連絡会と連携をとり、事例検討や研修機会の提供を行っている。				
	地域住民に対する啓発	困難事例等への助言を行い、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき、必要に応じて地域ケア会議等を開催している。				
在宅医療介護連携推進事業	在宅医療介護連携推進員の配置	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防、自立支援に関する意識の共有を図るための啓発を行っている。				
	在宅医療介護連携推進員の配置	在宅医療と介護の連携を推進する役割を担う在宅医療介護連携推進員(以下「医介連携推進員」という)を配置し、医介連携推進員を中心に、センターの各専門職、第2層コーディネーターや認知症地域支援推進員と協働して取り組んでいる。				
	医療との連携	センターは、医療関係者と合同の事例検討会や講演会、勉強会等に参加し連携を図っている。				
	在宅医療介護連携推進拠点との連携	在宅医療介護連携推進拠点の中核拠点であるみよし市民病院と連携を図っている。(みなよし地区地域包括支援センターは、医療と介護の連携や認知症初期集中支援チーム等を中心に在宅医療と介護の連携を強化したセンターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップをとっている)				
在宅医療介護連携の相談窓口との連携	在宅医療と介護の連携についての相談窓口である在宅医療サポートセンター(豊田加茂医師会館内)と連携を図っている。					
生活支援体制整備事業	第1層生活支援コーディネーターとの連携	生活支援サービスの把握や開発等において、第1層生活支援コーディネーターと連携を図っている。(なかよし地区地域包括支援センターは生活支援強化型センターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮している)				
	第1層生活支援体制協議体への参加	第1層生活支援体制協議体へ参加し、共に生活支援体制についての協議を行っている。				
	第2層生活支援コーディネーターの配置	第2層生活支援コーディネーターを配置し、各センターと第1層コーディネーターとの連携や高齢者のニーズとのマッチング等を行っている。				
認知症総合支援事業	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の推進	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の積極的な推進を図り、認知症施策において中心的な役割を果たしている。(きたよし地区地域包括支援センターは、認知症予防・普及啓発強化型センターとして、他のセンターとの連絡調整等においてリーダーシップを発揮している)				
	認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員(以下「推進員」という)を配置し、市や市民病院に配置されている推進員と十分連携を図りながら、認知症施策の推進の中心的な役割を果たしている。また、認知症カフェや認知症ケアパスの普及において積極的に取り組んでいる。				
	認知症初期集中支援チームとの連携	担当地域の高齢者に対して認知症初期集中支援チーム(以下「支援チーム」という)が活動する場合は、その活動を多面的に支援している。また、推進員は対象者の居住地等を問わず、チーム員会議の出席等により支援チームと協働している。				

【評価項目】◎:十分できた、○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

令和3年度みよし市地域包括支援センター事業評価表

地域包括支援センター()

評価項目			センター記載欄		センター記載欄	
大項目	中項目	小項目	自己評価 ◎、○、△、×	「◎」「△」「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に記入してください。)	自己評価 ◎、○、△、×	「◎」「△」「×」の場合の理由 (できるだけ具体的に記入してください。)
地域 ケア 会議 推進 事業	ささえ愛会議の開催	「みよし市ささえ愛会議運営マニュアル」に基づき、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見等を目的として、ささえ愛会議(個別ケース会議)を主催し、多職種と連携して、自立支援、重症化防止等に関する観点から、個別事例の検討を行い、支援策を講じている。				
	地域包括ネット会議の開催	みよし市地域包括ネット会議に関する要綱に基づき、市と協働で会議開催を行い、適切に運営を行っている。				
	地域包括ケア推進会議への出席	地域包括ケア推進会議に出席し、介護・福祉行政の最前線として活動することで得られる地域の課題等を発信する等により、市の地域包括ケアシステムの構築推進を図っている。				
ト ワ ー ク の 支 援 ネ ッ ク	地域包括ケアシステム構築	地域包括ケアシステム構築の実現のため、地域住民等によるインフォーマルな活動と介護保険等の公的サービスを有機的に連携させ、包括的・継続的サービス提供体制を整え、また医療と連携し、切れ目ないサービス提供体制を構築することを実現するよう、市と協働し、担当地区内におけるネットワークの構築を進めている。				
	地域における関係機関、関係者のネットワーク	地域における関係機関、関係者のネットワークについては、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップ又はリストで管理し、民生委員やいきいきクラブといった地域に根ざした関係者と連携をとり、地域で支えあえる体制づくりを進めている。				
任 意 事 業	地域支え合い体制づくり事業との連携	市の地域支え合い体制づくり事業(行方不明者対策であるみよし安心ネット配信、行方不明高齢者捜索模擬訓練など)において、市と協働して実施している。				
	認知症サポーターキャラバン事業との連携	認知症サポーターキャラバン事業事務局と協働し、キャラバンメイトとして講座の開催等を行っている。				
市 と の 連 携	市関係部署との連携	困難事例の対応等に迅速に対応できるよう、市の関係部署(ふくしの窓口等)と連携を図っている。				
	公的福祉サービス	市が実施する下記の福祉サービスに係る申請等の代行を行っている。 ①要介護認定申請・基本チェックリスト受付②高齢者配食サービス事業③ねたきり高齢者等床ずれ防止用具等利用助成事業④高齢者日常生活用具・住宅改修費支給事業⑤家族介護用品支給事業⑥緊急通報システム事業⑦認知症高齢者等家族支援サービス事業⑧ひとり暮らし高齢者等登録事業⑨ねたきり老人等手当支給事業⑩認知症高齢者等あんしん補償事業				

【評価項目】◎:十分できた、○:できた、△:一部できなかった、×:できなかった

【その他の取組】
【地域課題】
【業務全般の課題】
【今後の取組など】
【総合評価(地域包括支援センター)】
【総合評価(市)】

重点取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・開設直後のため、地域住民、関係機関に周知を進める。
--------	--

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市から提供された独居高齢者世帯リストを活用し、個別訪問等により把握する。 ・スタッフ間の情報共有のための打合せを行い相談ケース対応をチームで行う。 ・家族の介護負担に関する相談を受けたときは家族介護者交流事業等を紹介する。 ・緊急の相談対応のため24時間365日連絡がとれる体制として携帯電話へ転送を行う。 ・区長、民生委員、事業所、高齢者いきいきクラブ等にあいさつ回りし、おかよし包括やその相談体制等の周知を行う。 	<p>60件</p> <p>毎日実施</p> <p>発生全件</p> <p>全休日夜間</p> <p>担当地域 全区長、民生委員 いきいきクラブ</p>			
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターの報告会に事例相談をする。 ・市長による後見申立や高齢者の措置入所等の市の後方支援を行う。 ・虐待通報を受理したときは、原則48時間以内にコア会議が開催できるように対応する。 ・困難ケース対応においては、包括内で共有しふくしの窓口等と連携して対応する。 ・後見制度利用やその他権利擁護の課題があるケース対応のためのささえ愛会議を開催する。 	<p>1件以上</p> <p>発生全件</p> <p>発生全件</p> <p>必要時</p> <p>1件以上</p>			
包括的・継続的 ケアマネジメン ト支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネから支援の依頼があった際は、ささえ愛会議の開催も含めて可能な限りの支援を行う。 ・ケアマネ会が主催する事例検討会に参加する。 ・市、他包括と協働してケアマネ向け等の研修を企画、実施する。 	<p>依頼された全件</p> <p>1回以上</p> <p>1回以上</p>			

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型ささえ愛会議に参加し、必要時グループワークのファシリテーターを担う。 ・希望するすべての人の基本チェックリストを実施し、自立支援に資するケアプラン作成により支援する。 ・となりのみよしさん等のインフォーマルなサービスも含むケアプラン作成に努める。 	2回 発生全件 発生全件			
地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進会議に出席し、現場の声を届ける。 ・ヘルパー利用回数を検討する会議等に出席し介護予防の観点から適切な助言を行う。 ・包括定例会に毎回出席し、円滑なセンターの運営のため建設的な議論を行う。 ・課題整理が必要な個別ケース等に対応する目的でささえ愛会議を開催する。 	4回 発生全件 12回 10件			
任意事業 (地域支え合い体制づくり事業・認知症サポーターキャラバン事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者捜索模擬訓練を、きたよし包括と合同で実施する。 ・行方不明者発生時は、市や警察等と連携し対応する。 ・行方不明者が発生後、発見された後には再発防止策検討のためのささえ愛会議を開催する。 ・キャラバン・メイトとして圏域内の小中学校の講座を担当する。 	1回 発生全件 発生全件 3回			

総評	
----	--

市評価	
-----	--

重点取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・おかよし地域包括支援センター開設に伴い、各業務の引継ぎを迅速に行う。 ・引継ぎ業務に伴うおかよし地域包括支援センターへのバックアップや業務説明、システム入力等の現場業務のフォローを行う。 ・おかよし地域包括支援センター開設に伴う担当地域変更に関して地域住民や地域の担い手、関係機関やサービス事業所への周知を行う。 ・独居高齢者世帯への実態把握や市のひとり暮らし登録登録者数を増やし、緊急事態時、スムーズに関係機関と対処できるように支援する。 ・主任介護支援専門員会にて居宅介護支援事業所の介護支援専門員との研修企画や相談支援を通じて連携強化を図る。 ・認知症サポーターキャラバン事務局と連携を図りながら、円滑に認知症サポーター養成講座の開催ができるように協働する。
--------	--

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な相談に応じて適切な関係機関、サービス等と連携し継続的なフォローをする。 ・緊急時の対応として併設入居施設との電話転送を行い、24時間365日相談に応じる体制をつくる。 ・市より提供された独居高齢者世帯リストを参考に個別訪問等による実態把握を行う。 ・朝礼等にて新規相談及び困難事例等での継続事例の情報共有する時間を作り、職員間の連携を深める。 	<p>成果指標 毎回実施</p> <p>全休日・夜間</p> <p>60件</p> <p>毎日実施</p>			
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度説明すると共に、申立を行うための関係機関との連携を図り、市の後方支援を行う。 ・措置が必要な場合は判定審査会等の市との連携を図り支援する。 ・通報を受理した場合には原則48時間以内にコア会議等の開催ができるよう適切な対応をする。 ・重層的な課題がある世帯や支援の拒否等の把握時はささえ愛会議等を通じて市と連携を図る。 ・ネットワーク会議への参加や事例報告会への事例提供を行い、後見センターとの連携を深める。 	<p>発生全件</p> <p>発生全件</p> <p>発生全件</p> <p>必要時</p> <p>会議開催全件 1件以上</p>			
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の業務の実施に対し、個別相談等へのささえ愛会議の開催等を行う。 ・主任介護支援専門員会にてみよし市ケアマネジャー連絡会への後方支援や事例検討会、研修開催に関する企画の支援、実施を行う。 ・みよし市ケアマネジャー連絡会が主催する事例検討会に参加し、連携を強化する。 ・担当圏域内の地域密着型サービス運営推進会議に出席する。 	<p>依頼時全件</p> <p>1件以上</p> <p>1件以上</p> <p>会議開催時</p>			

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるように自立支援型ささえ愛会議に参加し、必要に応じ、グループワークのファシリテーターを担う。 ・委託先の指定居宅介護予防支援事業所への相談指導や委託先介護支援専門員からの相談に対して同行訪問、情報提供等の後方支援を行う。 ・要支援者等への自立支援・重度化防止のため、地域リハビリテーション事業を活用し、リハビリ専門職と連携してアセスメントの強化を図る。 ・となりのみよしさん、とくし丸等インフォーマルな社会資源を含む計画表作成に努める。 	<p>2回</p> <p>依頼時全件</p> <p>発生時全件</p> <p>発生時全件</p>			
地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースや困難事例ケースに対し課題整理、検討事例の解決及び情報共有のため、ささえ愛会議を開催する。 ・ヘルパー利用回数を検討する会議等に参加し、介護予防の観点から適切な助言を行う。 ・包括定例会に参加し、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、関係機関との建設的な議論を行う。 ・地域包括ケア推進会議に参加し、地域課題や認知症・医療介護連携・生活支援体制施策の情報発信をする。 	<p>10件</p> <p>発生全件</p> <p>12回</p> <p>4回</p>			
任意事業 (地域支え合い体制づくり事業・認知症サポーターキャラバン事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者対策として、あんしん補償制度等の普及啓発や行政区全体での認知症の理解を深め、適切な支援ができるように搜索模擬訓練を実施する。 ・来年度おかよし地域での搜索模擬訓練開催できるように打合わせ等、おかよし包括職員と連携し開催に向けて協力する。 ・当法人の事務局と講座に関するサポートや開催時の支援、キャラバンメイトとして小中学校、高校、大学、企業、一般向け講座の担当をしアンケート等の集計、分析を協働する。 	<p>1回</p> <p>1回</p> <p>講座開催時</p>			

総評	
----	--

市評価	
-----	--

重点取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問等により実態把握を行い、ひとり暮らし登録者数を増やす。 ・包括内スタッフ間の情報共有や打合せを行い、相談ケース対応をチームで行う。
--------	---

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市から提供された独居高齢者世帯リストを活用し、ひとり暮らし登録者数を増やす。 ・スタッフ間の情報共有のための打合せを行い相談ケース対応をチームで行う。 ・家族の介護負担に関する相談を受けたときは家族介護者交流事業等を紹介する。 ・緊急の相談対応のため24時間365日連絡がとれる体制として携帯電話の転送で対応する。 ・法人広報誌(社協だより)にPR記事を掲載し包括支援センターの周知を図る。 ・担当地域の各行政区の民生委員と顔の見える関係づくりとして挨拶まわりや交流会を行う。 	60件 毎日実施 発生全件 全休日夜間 年1回 担当地域 民生委員			
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターの報告会に事例提供する。 ・毎月成年後見支援センターの報告会開催日を各包括及び居宅介護支援事業所に周知するとともに、報告会に傍聴者として参加する。 ・市長による申立や高齢者の措置入所等の市の後方支援を行う。 ・虐待通報を受理したときは、原則48時間以内にコア会議が開催できるように対応する。 ・困難ケース対応においては、包括内で共有しふくしの窓口等と連携して対応する。 ・日常生活自立支援事業や成年後見支援センターと連携し制度啓発や利用支援を行う。 ・後見制度利用やその他権利擁護の課題があるケース対応のためのささえ愛会議を開催する。 	1件以上 開催全件 発生全件 発生全件 必要時 必要時 1件以上			
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネから支援の依頼があった際は、ささえ愛会議の開催も含めて可能な限りの支援を行う。 ・ケアマネ会が主催する事例検討会に参加する。 ・市、他包括と協働してケアマネ向け等の研修を企画、実施する。 ・主任ケアマネ会に参加し、市内ケアマネジャーのニーズの把握や支援を行う。 	依頼された全件 1回以上 1回以上 開催全件			

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援型ささえ愛会議に参加し、必要時グループワークのファシリテーターを担う。 ・希望するすべての人に基本チェックリストを実施し、自立支援に資するケアプラン作成により支援する。 ・となりのみよしさん等のインフォーマルなサービスも含むケアプラン作成に努める。委託先のケースについても同様に担当ケアマネジャーが対応できるよう連携する。 	2回 発生全件 発生全件			
地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進会議に出席し、現場の声を届ける。 ・ヘルパー利用回数を検討する会議等に出席し介護予防の観点から適切な助言を行う。 ・包括定例会に毎回出席し、円滑なセンターの運営のため建設的な議論を行う。 ・課題整理が必要な個別ケース等に対応する目的でささえ愛会議を開催する。 	4回 発生全件 12回 15件			
任意事業 (地域支え合い体制づくり事業・認知症サポーターキャラバン事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者捜索模擬訓練を実施する。対応する。 ・行方不明者が発生後、発見された後には再発防止策検討のためのささえ愛会議を開催する。 ・キャラバン・メイトとして圏域内の小学校の講座を担当する。 ・社会福祉協議会と連携し介護職員初任者研修の開催支援を行い、地域での介護の担い手の養成と介護力の底上げを支援する。併せて市の介護人材育成支援事業助成金についての周知を行う。 	1回 発生全件 依頼全件 1回			

総評	
----	--

市評価	
-----	--

重点取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・みなよし行政区内にある介護予防教室で、参加者に対して健康評価を実施する。 ・みなよし買物紀行の参加者に対してアンケート行い、事業の見直しを図る。 ・みなよし地域包括支援センターBCPの作成を行う。
--------	---

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
総合相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・包括の周知活動として、対象者578名に対してみなよし便りを配布する。 ・スタッフ間の情報共有のための打合せを行い相談ケース対応をチームで行う。 ・個別相談に対して、相談内容に関連する関係機関へ繋げる。 ・緊急の相談対応のため24時間365日連絡がとれる体制として携帯電話へ転送を行う。 ・区長、民生委員等に対して、個別ケースの相談・情報共有を行う。 	<p>配布率80%</p> <p>毎日実施</p> <p>発生全件</p> <p>全休日夜間</p> <p>発生全件</p>			
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市長による後見申立や高齢者の措置入所等の市の後方支援を行う。 ・虐待通報を受理したときは、原則48時間以内にコア会議が開催できるように対応する。 ・困難ケース対応においては、包括内で共有しふくしの窓口等と連携して対応する。 ・後見制度利用やその他権利擁護の課題があるケース対応のためのささえ愛会議を開催する。 	<p>発生全件</p> <p>発生全件</p> <p>必要時</p> <p>必要時</p>			
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネから支援の依頼があった際は、ささえ愛会議の開催も含めて可能な限りの支援を行う。 ・ケアマネ会が主催する事例検討会に参加する。 ・市、他包括と協働してケアマネ向け等の研修を企画、実施する。 ・介護予防教室・地域のサロン等で、地域住民に対して、健康教育を行う。 ・自立支援型ささえ愛会議に参加し、必要時グループワークのファシリテーターを担う。 	<p>依頼された全件</p> <p>1回以上</p> <p>1回以上</p> <p>1回以上</p> <p>1回以上</p>			

項目	計画		評価		
	取組事項	成果指標	実施内容	達成度	達成状況に対する要因
介護予防ケアマネジメント事業	<ul style="list-style-type: none"> 希望するすべての人の基本チェックリストを実施し、自立支援に資するケアプラン作成により支援する。 みよし市自立支援型ささえ愛会議にて、事例提供を行う。 となりのみよしさん等のインフォーマルなサービスも含むケアプラン作成に努める。 介護予防教室で参加者に対して、健康評価を行う。 介護予防教室・地域のサロン等で、地域住民に対して、健康教育を行う。 R4年度配布対象578名の高齢者に、みなよし便り(脳トレ・フレイル予防チラシ含む)を配布する。 	発生全件 1回 発生全件 4ヶ所 1回以上 配布率80%			
地域ケア会議推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア推進会議に出席し、現場の声を届ける。 ヘルパー利用回数を検討する会議等に出席し介護予防の観点から適切な助言を行う。 包括定例会に毎回出席し、円滑なセンターの運営のため建設的な議論を行う。 課題整理が必要な個別ケース等に対応する目的でささえ愛会議を開催する。 	4回 発生全件 12回 5件			
任意事業 (地域支え合い体制づくり事業・認知症サポーターキャラバン事業等)	<ul style="list-style-type: none"> 行方不明者捜索模擬訓練を実施する。 行方不明者発生時は、市や警察等と連携し対応する。 行方不明者が発生後、発見された後には再発防止策検討のためのささえ愛会議を開催する。 キャラバン・メイトとして圏域内の小中学校の講座を担当する。 	1回 発生全件 発生全件 依頼時			

総評	
----	--

市評価	
-----	--

地域密着型サービス事業の実施状況について

○平成 18 年度公募実施により指定

No.	種別	事業所名	定員	指定年月日	現在の有効期間	利用状況
1	認知症対応型共同生活介護	みよしの里グループホーム	9人	平成 19 年 6 月 1 日	令和元年 6 月 1 日から 令和 7 年 5 月 31 日まで	9人
2	認知症対応型通所介護	認知症対応型・介護予防 認知症対応型通所介護 えんどう	8人	平成 19 年 6 月 1 日	令和元年 6 月 1 日から 令和 7 年 5 月 31 日まで (平成 31 年 2 月 1 日再開)	0人

※ 認知症対応型通所介護みよしの里デイサービスセンター（定員 10 人）…平成 19 年 6 月 1 日指定、平成 30 年 10 月 1 日廃止

○平成 25 年度公募実施により指定

No.	種別	事業所名	定員	指定年月日	現在の有効期間	利用状況
3	小規模多機能型居宅介護	あかりの家（みよし苑）	29人	平成 27 年 6 月 1 日	令和 3 年 6 月 1 日から 令和 9 年 5 月 31 日まで	25人
4	認知症対応型共同生活介護	グループホームあかり （みよし苑）	9人	平成 27 年 6 月 1 日	令和 3 年 6 月 1 日から 令和 9 年 5 月 31 日まで	8人

○平成 28 年度に県から権限移譲

No.	種別	事業所名	定員	指定年月日	現在の有効期間	利用状況
5	地域密着型通所介護	笑みりハビリデイサービス	14人	平成 25 年 6 月 1 日	令和元年 6 月 1 日から 令和 7 年 5 月 31 日まで	12人 (1日平均)
6	地域密着型通所介護	機能訓練リハビリデイ 空いろ	10人	平成 26 年 9 月 1 日	令和 2 年 9 月 1 日から 令和 8 年 8 月 31 日まで	6人 (1日平均)
7	地域密着型通所介護	デイサロン えんがわ	15人	平成 27 年 10 月 1 日	令和 3 年 10 月 1 日から 令和 9 年 9 月 30 日まで	9人 (1日平均)

○令和2年度申請により指定

No.	種別	事業所名	定員	指定年月日	現在の有効期間	利用状況
8	地域密着型通所介護	キョーワデイサービスセンターファミリア店	10人	令和3年4月1日	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	7人 (1日平均)

※ 平成30年度に指定したキョーワデイサービスセンターファミリア店が法人の変更により、令和3年4月1日より新規指定

○令和3年度公募により指定

No.	種別	事業所名	定員	指定年月日	有効期間(予定)	利用状況
9	地域密着型介護老人福祉施設	きらめきみよし	29人	令和3年4月1日	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	17人
10	認知症対応型共同生活介護	きらめきみよし	18人	令和3年4月1日	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	18人

○令和3年度申請により指定

No.	種別	事業所名	定員	指定年月日	現在の有効期間	利用状況
11	地域密着型通所介護	運動リハビリデイサービス けあすとれっち	10人	令和3年10月1日	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで	6人 (1日平均)

みよし市介護保険運営審議会
みよし市地域包括支援センター運営協議会
みよし市地域密着型サービス運営審議会

委員名簿 (委嘱期間：令和3年6月1日～令和6年5月31日)

No	役職	氏名	委員の選任基準(役職名)	再任・新任の状況	
				R3.6 時点	R3.4以降 新任
1	会長	宮本 益治	学識経験を有する者(東海学園大学名誉教授)	再任	
2	副会長	成瀬 達	保健及び医療の関係者(みよし市民病院管理者)	再任	
3		宇田 哲也	保健及び医療の関係者(豊田加茂医師会代表)	再任	
4		加藤 芳文	保健及び医療の関係者(豊田加茂歯科医師会代表)	新任	R3.6 新任
5		石川 邦子	保健及び医療の関係者(豊田加茂薬剤師会代表)	再任	
6		増岡 庶	福祉団体が推薦する者(みよし市民生児童委員代表)	再任	
7		新谷 千晶	福祉団体が推薦する者(NPO 法人 あいち NPO 市民ネットワークセンター理事長)	新任	R3.6 新任
8		長谷川 喜代美	学識経験を有する者(日本赤十字豊田看護大学教授)	再任	
9		鈴木 淳	介護サービス等の事業者 (みよし市社会福祉協議会会長)	再任	
10		中村 範親	介護サービス等の事業者(社会福祉法人昭徳会 特別養護老人ホーム安立荘 施設長)	再任	R3.4 新任
11		三浦 健二	介護サービス等の事業者 (社会福祉法人翔寿会ケアハウス寿睦苑施設長)	新任	R3.6 新任
12		長沼 隆輔	介護サービス等の事業者(社会福祉法人おかざき福祉 会 特別養護老人ホームみよしの里施設長)	再任	
13		中村 美佐子	市民(いきいきクラブみよし連合会代表)	—	R4.4 新任
14		萩原 悦次	市民(工業経済会会長)	再任	R3.4 新任

事務局名簿

福祉部 部長	深 津 栄 子
次長	岡 田 珠 見
福祉部 長寿介護課 課長	深 谷 文 雄
副主幹	杉 浦 光
副主幹	押領司 一 詞
主任主査	松 浦 高 秋
主任	近 藤 隆 彦

地域包括支援センター運営協議会に各包括より参加

おかよし地域包括支援センター：山 下 明 美

きたよし地域包括支援センター：三 浦 健 二

なかよし地域包括支援センター：榎 澤 愛 子

みなよし地域包括支援センター：近 藤 理 恵